

# 令和7年第三回八丈町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和7年9月8日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第48号 令和7年度八丈町一般会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第49号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第50号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第51号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第52号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第53号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第54号 八丈町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第55号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第56号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第57号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第58号 八丈町墓地設置条例の一部を改正する条例
- 第13 認定第 1号 令和6年度八丈町一般会計決算認定について
- 第14 認定第 2号 令和6年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第15 認定第 3号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第16 認定第 4号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第17 議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 第18 議案第60号 令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定について
- 第19 認定第 5号 令和6年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第20 認定第 6号 令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について
- 第21 報告第 6号 令和6年度一般会計継続費精算報告について

---

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	沖山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康 課長	菅原宏幸君	建設課長	櫻庭郁也君
産業観光 課長	大澤知史君	企業課幹 主任	岡野豊広君
教育課長	田村久美君	消防長	堀本敏彦君
病務院長 事補企財 院長佐画 務課長社 政課長社 福健康課 厚生係長	菊池裕介君 佐々木奏君 浅沼洋介君	代監査委員 住民課療 年金係長	鍵山卓史君 米田眞理君

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	書記	浅沼紀子君
書記	伊藤心君	書記 (録音)	河野周平君

---

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第三回八丈町町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に2番、3番議員を指名いたします。

---

◎発言の訂正

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2に入る前に、福祉健康課長より5日の令和7年度八丈町一般会計補正予算における7番議員の質問に対する回答訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 皆様、おはようございます。

すみません、5日の説明で間違いがありましたので、訂正させていただきます。

保育園の故障なんですが、まず若草保育園のエアコンにつきましては、8月上旬に2基のうち1基が故障いたしました。現在の対応については、未満児クラスの園児、各保育室でお昼寝をさせており、幼児クラスについては、1基を使用しながらサーキュレーター等冷気を循環しながら対応しております。

あおぞら保育園につきましては、7月上旬に子供広場のエアコンが故障いたしました。ふだんは園児の遊び場及び年長児のお昼寝の部屋として使用していますが、現在、各保育室、ホール等で対応しております。

今後、専決処分または予備費のほうで対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします

す。

以上、訂正とさせていただきます。

○議長（山本忠志君）　ただいまの説明、了解しましたか。では、議事を進行いたします。

---

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君）　続いて、日程第2、議案第48号　令和7年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、5日からの継続、一般会計補正予算書、歳出の24ページ労働費から最後の37ページまでの質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

5番。

○5番（山下則子君）　すみません、30ページの教育費、学校適正規模・適正配置等審議会委員報酬とあるんですけれども、今アンケートを取っていると思うんですけれども、今後の適性化に向けての道筋というか、どのような感じで進めていくおつもりなのか、お聞かせ願えますか。

○議長（山本忠志君）　教育課長。

○教育課長（田村久美君）　アンケートの結果のほうは、ただいま集計に入っています。次の適正規模・適正配置等審議会において、アンケートの結果は委員の方に展開する予定です。また、今後の進め方なんですけれども、教育委員会としては、ある一定の道筋というのはあるんですけれども、適正規模・適正配置等審議会の委員の皆様と議論を重ねながら、方向性を考えていきたいと思います。また、長にもアンケートの結果や適正規模・適正配置審議会の内容については共有して、最終的な決断は長にお任せしたいと思っております。

○議長（山本忠志君）　よろしいですか。ほかにございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君）　31ページの小学校費なんですけれども、その中で、小・中学校の防犯カメラ設置工事というのがあるんですが、この間青少対の会議がありまして、そこで大小の先生が、校長先生が、大小の子供たちのために野菜づくりをしているということなんですが、その野菜が盗まれてしまうと。それは1回ではなくて、何回もということで、そういう、大

きくはしたくないんだけれども、やはり防犯カメラをつけるということになったそうなんですね。

子供はあまり気にしていないということで、それもまた何かほほ笑ましくもあるんですけれども、小・中学校全体で防犯カメラを設置するという、それぞれの事情があるのか。その辺は、三小もありますし、お願ひします。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらの防犯カメラなんですけれども、当初予算で組み込んでおりまして、全小・中学校の校庭に設置を予定でした。こちらが入札が不調になりました、もう一度積算をし直しました。

不調になった理由については、物価高騰によるものであったり、あと外注、島内業者だけではちょっとできない、施工できない内容もありましたので、見直して、こちらの増額をいたしました。校内には、もう既にカメラは設置してあるので、敷地内を確認するという、屋外のほうに各校設置します。

あと、大小の野菜の件なんですけれども、低学年の子供たちはまだ理解していないのか、あまり気にはされていないようですが、警察署にも相談しまして、また、まだこちらの防犯カメラが工事が施工できないので、ちょっと小っちゃいカメラを大小さんはつける予定です。畑のほうを映すようにしております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 聞き逃したんですけども、ほかの学校の設置する理由は、それぞれ個別にあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） ほかの学校というか、最初、当初の予定では、校舎内はもちろん、もう防犯カメラは設置済みなんですけれども、やはり敷地内のところがついていないので、そちらの安全面の向上ですか、あと、何かあった際の警察さんへの資料提供にもなりますし、この野菜の盗まれたというところでつけるということではなく、当初から防犯というところで設置を考えておりました。

（奥山議員「わかりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

それでは、6番。

○6番（金川孝幸君） 28ページの公園費、光熱水費150万、これ、南原スポーツ公園の芝の

給水だと思うんですが、町長にもお願ひしたところであるんですが、芝が枯れると、そこに雑草が生えて、さらに悪くなっていくんですね。ですから、早め早め、芝の張り替えとか、十分な水やりを来年度はぜひお願ひしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 南原スポーツ公園のサッカー場は、天然芝で2面というサッカー場になっております。散水なんですけれども、1回で全面をカバーするものではなくて、大体20メーターぐらいのところになるので、移動しながら徐々に水をまいていくということで、計画的に水やりのほうは行っております。

また、今年なんですけれども、雨がなかなか降らないということと、かなり高温というところで、サッカー協会の方ですとか、個人の方がご協力をいただいて、水をまいていただきました。

水やりの時間帯なんですが、やはり午前中と夕方。日中まくと蒸されて、逆に効果がないということなので、午前中と夕方というところで行っております。

ご心配のように、枯れたらもうおしまいなので、継続して各現場を確認しながら、水やりのほうは行ってまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、2番どうぞ。

○2番（淺沼隆章君） 関連です。今の南原の水道の関係なんですけれども、水道費のみの金額というのは分かるでしょうか、年間でいいですけれども。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今ちょっと手元にないんですが、通常、時期によって水道料がかなり上下がありますので、夏場、今年の8月は約130万超えました。通常は、数万円から30万円ぐらいの間で大体推移しているところです。すみません、全体的なところが今ちょっと手元にないのですが。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（淺沼隆章君） 芝生もやっぱり生きているので、水等をやっぱりやらないといけない時期はしっかり水をあげないと枯れてしまったり、あと、また冬場は、そんなに水をあげなくてもいいという、そういう状態もあると思うんですけれども、大体平均して水道代って月々大体1平米当たり1,000円ぐらいかかるというふうに大体見積もられると思うんですけども、こここのサッカー場の大きさが105メーター掛ける68メーターの2面なんで、全体で

1万4,280平米になると思うんですよ。

それで、普通にそれだけで計算しても、もう1,000万、1,400万ぐらいの金額に、本来だったら維持するためにはかかると。そこを多分うまく皆さんの努力と、水やりをうまくやっていただいてやっているとは思うんですけども、これ、枯れてしまうと、もっと張り替え等でお金がかかってしまうことも考えられます。

そういうことを考えると、8月、特に雨が今回降らなかつたということもあると、毎日本当に水をあげても枯れてしまうような関係だったんですけども、今年の夏、どれぐらいの頻度で、2回と言っていましたけども、2回毎日あげていたんでしょうか。ちょっと確認したいので、お願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 芝の水やりについては、やはり時期、季節ごとに違ってきますし、また、雨量も多い年とない時期、ない年もありますので、こちらのほうは芝の状態を見ながら、水やりのほうは行っております。

今、財政係長から情報が入りまして、年間で250万の予算を水道料は予算を組んでおります。

確かに、枯れてしまったらおしまいというところもあるんですけども、費用対効果の面もありまして、皆様のお手元のところに決算書で使用料が、サッカー場の使用料があると思うんですけども、かなり収入のほうは少ないというところで、そちら、まずは枯らさないようにお金を、料金を取って、少ない金額ですけども、料金を取ってお貸ししている施設になりますので、枯らさないということはもっともなんですかけども、やはりある程度の節約というのも大事なのかなと思っておりますんで、そちらの辺のバランスを見ながら、管理をしているところです。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（淺沼隆章君） まず、スポーツ公園は確かにそこだけの収入ですと、それほどではないかもしませんが、例えば昨日はRAINBOWCUPですか、愛らんどリーグもありました。合宿、スポーツ誘致等で、八丈町の施策としてスポーツ誘致も行っていると思います。

そういう形がある中で、収入が少ないからといってではなくて、観光誘致等にもつながっているということを考えると、その効果というのは、その収入だけでは見えないところも多々あると思うので、もちろん枯らさないことも大事ですけども、やっぱり八丈町の施策として、そのサッカー場をいわゆるうまく使っていこうということをやっている以上、いい

状態をキープするということもすごく大事だと思いますので、そこは枯らさないこと、節約することというよりも、全体的なところを見て管理というのをやっていただきたいと思います。特にここ、これは要望ですので、返答は必要ないですけれども、要望でお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。

教育課長、どうぞ。

○教育課長（田村久美君） すみません、節約という言葉がちょっと皆さんの中へ残ってしまったかも知れないんですけども、節約で水を制限しているわけではありません。管理というのは考えて行っています。

また、おっしゃるとおりに、イベント等で多くの方が来場する時期には、職員のほうも管理棟の清掃に行ったり、水やりも行き届かないところは職員のほうで行っていますので、そちらの点については、すみません、先ほど私が歳入が少ないというお話をありましたから、バランスは取りながら行っています。

○議長（山本忠志君） いいですか。ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 34ページの公債費利子なんですけれども、補正前の金額は2,108万1,000円、補正額が480万円の追加で2,500万ちょっとの最終金額になっています。

これ、もともと2,100万に対して480万じゃ、それなりの比率の上昇かと思います。これは恐らく金利上昇分を見込んでいない予算を立てていた結果だというふうに認識していますけれども、今後、金利上昇の傾向が続く中で、もう少しきちんと当初の段階で盛り込むようなことをやっていかないと、今後もこれが生じてきて、それなりの金額がどんどん上乗せされると、最終的にはかの予算にも影響が出かねないと思いますので、今回のこの増額に関して、念のための確認は、そういった見込み違いというか、そもそも金利上昇による借換え時の負担増分を入れていなかったのかとか、そういったことのいきさつも含めて、この増額についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） これについては、財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

議員のおっしゃるとおり、この利子分については、毎年現年分のまま引き継いでいくといった予算計上しておりましたが、今後ちょっとそれ、情勢としてあまり金利の変動がなかつたというところでそういう運用をしていましたが、議員がおっしゃるように、今結構金利も

上がってきている状況ですので、今後は、その金利の上昇というのを見込んだ予算計上を当初のほうでさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 37ページの給与費明細書の中の一般職の超過勤務手当の補正についてなんですけれども、補正前が5,884万4,000円に対して、追加補正が886万3,000円で、補正後6,770万7,000円となっています。

補正前の金額もそれなりに大きいんですけれども、さらにここにきて900万弱の追加補正ということになっている中で、これまでも人員不足とかという話をいろいろ出てきたと思いますし、今後この先進めていく決算審査のところでも、監査委員からの意見書の中にも入っていますけれども、特定の部署や個人にこういった負担が偏っていないだとか、あとは、そういう状況に対して、当然対応策を考えいらっしゃると思いたいんですけども、そういったものをどのように考えいらっしゃるかのご回答をお願いします。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回の超過勤務の補正につきましては、ちょうど当初に予算を組んで、超過勤務を組んでいる中で人事異動、またそうですね、人事異動また人員が少ないというところでの職員負担が生じたというところで、この9月の時点での年間の超過勤務手当が不足が生じるというところでの補正になります。

今、1番議員がおっしゃるとおり、人事異動を過ぎ、人事異動の4月、5月というのは、確かに職員にある職員の中で超勤が増加したというのはございました。その部分は、多少は人事異動の部分に関しては、多少は落ち着いてきたかなというふうには思っておりますけれども、人員がやはり不足しているというところが一番の原因だと思っております。

そういったところでは、まずは職員採用のほうも力を入れているというところはございますけれども、その他、職員の業務の内容を見て、その中で何か改善できるものはないかというところは常に考えているところではございます。

○議長（山本忠志君） 1番、どうぞ。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

この件に関しては、今後、機構改革を進めていくという話もあった中で、その機構改革に関して、何も聞こえてきておりませんので、機構改革等を行うことによっても解決策につな

がると私は考えております。

要は、仕事の今の状況を続ければ、多分同じように新規採用が進まなければ、残業が増え状態は変わらないでしょうし、それをなくすためにどのような機構が最も効率的で、また働いていらっしゃる方のやる気を引き出せるのかといったものも含めて、早く機構改革を行わないと、本当の解決につながらないんではないかと思いますけれども、この当たりについて、副町長なり町長なりの今の取組の状況と、いつまでにそれをきちんと進めていくかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 町長、副町長、どちらかお願ひいたします。

副町長。

○副町長（山越 整君） おはようございます。

前回の議会でもお話が出ましたけれども、職員のアンケートの関係の積み上げ、そのところの今、作業中でございます。当然のことながら、この間の話にも出ましたけれども、職員もそうですし、我々管理職、町長含めて、機構改革というのが共通の認識、まずはやっていかなければいけないだろうというのは当然あります。

ただ、今まで、例えばここの庁舎に入るときも機構改革をして、数年後に幾つか細かいところでの機構改革やっていますけれども、そういった今までのような機構改革ではない形の抜本的な機構改革をやらなければ、多分、町長もおっしゃっていますけれども、いわゆる技術系の職員のところ、これを今、一般の職員が担っていますんで、こういったところをどうやって、機構改革なのか、それとも仕事の整理なのかというところもまた見ていかなければいけないというところで、機構改革はそういった形で、ちょっとスピード感の話になって、多分ご心配かけていますけれども、そのところは着実に進めていかなければいけないというのは、全員の共通認識ということで、ご承知おき願いたいと思います。

あとは、やはりそのところで人員不足の話が必ず出ますので、もう我々は毎月採用試験やっています。それが八丈町が独自でやるのもそうなんですけれども、伊豆諸島、小笠原諸島の各町村全部で合同採用試験というのをやっております。その合同採用試験をすることによって、かなりPR効果も出ていまして、日本全国からいろんな職種の方が来ています。7月とか、8月に第1回目の、いわゆる前期の合同採用試験なんかもやって、もう採用というか、合格の通知なんかも出していますけれども、それぞれの受験者の方々の事情によって、採用の時期がまたこれから五月雨式に出てくるという、そういった今状況になっています。

今度、10月ですかね、今度は合同採用試験の後期第2弾、こういったものも予定されてい

るということで、我々としては、町独自、それから合同採用試験ということで、もう毎月、しかもそのときの応募者がゼロというのは今、非常にこの世の中、中途採用のそういった市場が活性化していますので、ゼロというのではないんです。ただし、ちょっと気になる傾向としてあるのが、辞退というのはそれなりにあります。試験に来てくださいねと言ったときの辞退もあれば、合格を出したときの辞退もあるという。

やはり今、いろんな会社さん含めて、公務員も人手不足ということで、いわゆる売手市場です。そういった背景で、我々も毎月やっていますけれども、なかなか今のいわゆるそういった転職をする方たちの意識が大分変わってきたかなという、そういったちょっと肌感覚の手応えがあるという中で、日々採用に向けての努力をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。早急に進める方向であることが分かりました。

これは以前も何度かやり取りをして、かみ合わない部分なんですけれども、私はそういう大きな方向性の決定は、ボトムアップではなくて、トップダウンで決定を行って、その決定で方針が決まれば、それに従ってボトムアップでそれが再度検討するというのは分かるんですけども、常にボトムアップでやっていたら、恐らくスピードアップを私はできないと思っていますんで、そこはできれば考え方を変えていただきたいと。

これまでも逆の答弁をされているんで多分変えないと思っていますけれども、もう一つは、やはりBPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、今どういう状況で仕事がされているのかという部分を早急に進めないと、じゃ、機構改革をするにしても、どういった機構改革が最も効率的でいろいろなことが進められるのかと。

もう一つは、採用に当たって、いわゆる生活環境、こういった恵まれた自然環境であるとか、時間がゆっくり流れている島とか、そういった意味での生活環境は確かにアピール点になるんですけども、さらにそれに加えて、実際の自治体として、こういう魅力的な仕事の環境ですか、こういったふうにやりたいことがやりやすい職場であると、いわゆる職場としてのアピールにつながるような、そういう機構改革も含めた、実際に内容を行った上でそれをアピールしていくことも、人を集めの上で大事だと思います。

特に、売手市場なんで、彼らとしては、多分以前と違って終身雇用ですっというと考えている人は恐らく少ないと思うので、だとすると、例えば4年なら4年、5年なら5年、今ま

での経験を踏まえて、そこで面白いことをしたいというか、内容のある仕事をしていきたい、それが十分達成されればまた違う仕事に移っていくというような人たちが多くなるということも前提にして、機構改革も含めて考えていくべきだと思いますけれども、機構改革に向けての考え方は、今の私の申し上げたことに対する考え方はいかがか教えてください。

○議長（山本忠志君） 副町長、いかがですか。

○副町長（山越 整君） もう真田議員のおっしゃるとおりというか、そういう見方は当然あると思っています。ただ、やっぱり今の、先ほども言ったように、これだけ社会現象として転職をすることが当たり前の世界になっているといったときに、当然そういった短期の、短期と言っていいのかどうかなんですが、何年かごとにキャリアアップをされるということを前提にしてというのももちろん我々ありますし、実はもうそういったことは過去から経験済みです。

ある部署では当然のごとく、そういう現象が今現在も続いているようなところがありますので、そういうことも含めて、我々としては、じゃ、八丈町、八丈島に住んでいただいて、住むことによる、いわゆる生活のそういうことの手段として仕事を選んでいただく中で、八丈町の自治体としての仕事というのをやっていただくのが、やはり一番我々としては理想的な働き方ではないかなというふうに思っていますので、そこら辺のところはいろんなご意見もあって、それから今の社会情勢に合わせた採用へのPRであったり、それからPRの活動であったり、見せ方であったり、いろんな工夫はしていかなければいけないというふうに思いますので、いろんなご意見をまたいただければと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第48号 令和7年度八丈町一

般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第49号 令和7年度八丈町介護特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、データ番号9番のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第49号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度八丈町介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,278万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億6,021万2,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（菅原宏幸君） はい。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

8款1項一般会計繰入金65万2,000円の増。低所得者軽減分、一般会計からの追加分の増額分です。

9款1項繰越金9,213万5,000円増。令和6年度からの決算繰越金であります。

以上、歳入合計、補正前10億6,742万5,000円、補正額9,278万7,000円の増、合計11億6,021万2,000円となります。

下のページ、歳出でございます。

4款1項基金積立金2,867万4,000円の増。決算による基金への積立てでございます。

6款1項償還金及び還付加算金5,327万3,000円の増。介護保険料の還付未済額、6年度分決算にて国や東京都の負担金の額が確定したところにより、歳入として多くもらっていた分の返還金となります。

6款3項繰出金1,084万2,000円の増。6年度分決算にて一般会計からの繰入額が確定したことにより、歳入として多くもらっていた分の返還のための繰出金となります。

次の 6 ページをお願いいたします。

以上、歳出合計、補正額10億6,742万5,000円、補正額9,278万7,000円の増、合計11億6,021万2,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第49号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第50号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号10番をお願いいたします。

3枚目の1ページをお願いします。

議案第50号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,741万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（小野高志君）　はい。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、6枚目の4ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

4款1項他会計繰入金40万円の増。これは職員手当及び印刷製本費の不足分に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、5款1項繰越金8万1,000円の増。前年度決算に伴う繰越金の予算計上でございます。

以上、歳入合計、補正前2億5,693万3,000円、補正額48万1,000円、合計2億5,741万4,000円となります。

以下の5ページをお願いいたします。

続いて、歳出について説明をいたします。

1款1項総務管理費40万円の増。これは一般管理費における職員手当及び印刷製本費の不足分に対する増額でございます。

5款2項繰出金8万3,000円の増。前年度決算に伴う繰越金を一般会計に戻し入れるための予算計上でございます。

6款1項予備費2,000円の減。予算の総額の端数調整でございます。

以上、歳出合計、補正前2億5,693万3,000円、補正額48万1,000円、合計2億5,741万4,000円となります。

なお、後期高齢の現在の被保険者数は約1,480名、後期高齢の保険証が令和7年7月末で期限切れとなりましたので、新たな保険証の交付がマイナンバーの関係で廃止されておりますので、今年7月に加入者全員に保険証に代わる資格確認書を送付をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君）　説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第50号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第51号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号の11番をお願いいたします。

3枚目の1ページをお願いします。

議案第51号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,670万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,606万3,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（小野高志君） はい。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8枚目となります、6ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

3款1項国庫補助金5万2,000円の増。社会保障番号システム整備費補助金の交付に伴う増額でございます。内容は、マイナ保険証の普及推進のための印刷物等の作成でございます。

続いて、6款1項他会計繰入金93万8,000円の増。職員手当及び印刷製本費の不足分に対する一般会計からの繰入金でございます。

7款1項繰越金2,571万7,000円の増。前年度決算に伴う繰越金の予算計上でございます。

以上、歳入合計、補正前10億8,935万6,000円、補正額2,670万7,000円、合計11億1,606万3,000円となります。

続いて、下の7ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

1款1項総務管理費93万8,000円の増。一般管理費における職員手当及び印刷製本費の不足分に対する増額でございます。

1款3項趣旨普及費5万2,000円の増。マイナ保険証の普及推進のための印刷物等作成のための増額でございます。

8款1項償還金及び還付加算金2,571万7,000円の増。これは東京都からの普通交付金に対し、決算に伴う繰越金を返還するための予算計上でございます。

以上、歳出合計、補正前10億8,935万6,000円、補正額2,670万7,000円、合計11億1,606万3,000円となります。

なお、国民健康保険の現在の被保険者数は約2,100名、国保の保険証は今月9月末で期限切れとなりますが、新たな保険証の交付が廃止されておりましたので、9月中旬になりましたら、マイナ保険証をお持ちでない方に対し、保険証に代わる資格確認書を送付する予定です。町の国保加入者のマイナ保険証利用率は現在約50%という状況ですので、1,000人ほどの方に資格確認書が届くことになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、今のマイナ保険証の件なんですけれども、普及率は50%ということで、恐らく普及が進んでいないのは高齢者の方だと思っています。その際に、一度恐らく対応していると思いますけれども、もう一度例えば職員の方がそれぞれのご自宅に行って、手続等をすることをサポートするというようなことを再度やることによって、普及率を上げて、マイナンバーカード、さらにはマイナ保険証の拡大につながると思うんですけども、そういう対応は今のところ考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） マイナ保険証につきましては、今回の歳出の補正にもありますけ

れども、マイナ保険証の普及推進のために、今回資格確認書をお送りした方に対して、マイナ保険証にひもづけを推進していくための印刷物を折り込んで交付するという予定でございます。

マイナ保険証のひもづけは、お近くの医療機関や薬局で簡単にできるものでございますので、なかなか1,000人ほど対象がおりますので、家庭を訪問してというのは難しいところかなと思いますけれども、いろいろな機会を用いて、マイナ保険証のひもづけ、推進していくように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第51号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第52号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号12番、お願いいいたします。

水ー1ページをお願いいたします。

議案第52号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度八丈町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課主幹（岡野豊広君）　はい。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水－6ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益4,500万円の減。水道料金の減です。

2項営業外収益、1目他会計補助金4,500万円の増。他会計補助金、一般会計補助金の増です。この2つの補正については、一般会計の補正でも説明ありましたけれども、10月、11月の水道料金を無料としまして、代わりに一般会計から補助金を収納するというような予定となっております。

続きまして、4目消費税及び地方消費税還付金106万4,000円の増。消費税還付金です。

続いて、支出。

1款水道事業費用、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税1,000円の減。消費税の額の減です。この2つの消費税の補正に関しましては、現在の予算で、消費税計算を一からやり直しましたら、還付となりましたので、このような補正となりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君）　説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君）　直接関係ない話なんですが、物価対策として、町はこれまで何回も水道料金を無料化するという対策を立ててこられたんですね。それは私は大賛成なんですが、物価対策として、国なり都から補助金を頂いているときに、ほかの自治体でどのような物価対策をしているのか、もし分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君）　ちょっとお待ちください。これは水道に聞いても分からぬね。

係長、いいですか。

○企画財政課財政係長（佐々木奏君）　すみません、分かる範囲になってしまふんですけども、ちょっと簡単に調べたらいいんですが、大島ですと一般企業に対する利子の、一般企業に対する利子の差額分を支給するとか、そういうことをやっているものがあつたりします。

あと、国の方々が推奨事業という形で8つの項目に分けていますけれども、ちょっと記憶がうろ覚えな部分があるんですけれども、クーポン券を配布するとか、分かりやすい例で、そういうのをやったりする自治体があつたりしたところです。あとは、どこかの自治体なんですけれども、ちょっとこれも覚えていないんですけれども、イカの銅像をつくったとかというのがあつたり、そういうのをつくる、それによって観光振興を図ることによって経済を復興させるというふうな形のもので、比較的自由に使っていいというふうな形にはなっています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

3番、どうぞ。

○3番（奥山幸子君） 水道料金の無料化というのは、手續が何も要らないという利点もありますし、公平性を保っているというか、使っている人が使っている分だけ無料化できるということ、公平だということで、これからも何かある場合には、その対策、進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第52号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第53号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉部健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません、データ番号13番をお願いします。

議案第53号 八丈町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

情報連携基盤の導入準備及び東京都の乳幼児医療費助成事業要綱の一部改正に伴い、条例を整理する必要があるため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

この中身といたしましては、マイナンバーのひもづけ及び所得の制限撤廃、平仮名を漢字にするという点でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第53号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第54号 八丈町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、データ番号14をお願いいたします。

議案第54号 八丈町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年5月5日、提出者、八丈町長、山下……

（「9月5日」の声あり）

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 9月5日、すみません、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

情報基盤の導入準備に伴い、条例を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正いたします。

ひとり親家庭につきましては、先ほどマイナンバーのひもづけと、あとは漢字の平仮名を漢字に訂正するという点が改正の点になります。

附則。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第54号 八丈町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて日程第9、議案第55号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、データ番号15番をお願いいたします。

議案第55号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

情報連携基盤の導入準備及び東京都の義務教育就学児医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町ひとり親、すみません、ちょっと文言がすみません、こちら、ひとり親になってい  
るんですが、すみません、この表題、訂正させてください。

八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例です。

八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正いたします。

すみません、文言間違っていました。訂正させてください。

この義務教育に関しましても、マイナンバーのひもづけ及び平仮名から漢字、あとは収入制限の撤廃をするものでございます。

附則。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

すみませんでした。間違っており、差し替えさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 議員の皆さん、よろしいですか。ちょっと資料にミスがあつたみたい  
です。大丈夫ですか。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第55号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第56号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、データ番号16番をお願いいたします。

議案第56号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

情報連携基盤の導入準備及び東京都の高校生等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

先ほど、これも同じですが、マイナンバーへのひもづけ及び収入の撤廃、あとは平仮名を漢字にするという改正でございます。

附則。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第56号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第57号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） それでは、データ番号17番をお願いいたします。

議案第57号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町営住宅粥倉団地の建設に伴い、条例を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表、中之郷団地の部の次に次のように加える。

粥倉団地について、名称、所在地、建設年度、構造、専用床面積、戸数を追加するものです。

附則。

この条例は、令和7年9月10日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第57号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第58号 八丈町墓地設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号18番をお願いいたします。

議案第58号 八丈町墓地設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

墓地埋葬等に関する法律第10条に基づき、八丈町が経営する墓地について「中之郷2728番地2」と「中之郷3252番地2」を追加する必要があるため本案を提出する。

次のページをお願いします。

八丈町墓地設置条例の一部を改正する条例。

八丈町墓地設置条例の一部を次のように改正する。

第2条表項中「〃 2704番地2」の次に次のように加えるということで、まず1つ目、中之郷2728番地2は、中之郷上浦地区にございます通称親和ヶ平第2墓地という墓地でございます。

2つ目、中之郷3252番地2は、同じく中之郷上浦地区にございます通称待石墓地という墓地でございます。この2つの墓地は、平成27年にこの墓地設置条例が、当時、国有地墓地として、国と国有財産貸付契約を結んでいた41の墓地62筆について条例に定めたんですけれども、今回の2筆は含まれていなかったということでございまして、その後、平成30年に今回の2筆について、大蔵省による土地の登記が存在することが判明し、国と協議の末、都知事から墓地の経営許可を取得すれば、国有財産貸付契約に追加できる見込みとなったことから上程するものでございます。

なお、この条例は、令和7年9月9日から施行いたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結します。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第58号 八丈町墓地設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩に入ります。

開始は10時15分から再開しますので、時間までにお集まりください。

（午前10時05分）

---

○議長（山本忠志君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

(午前 10 時 15 分)

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第13、認定第1号 令和6年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

決算審査の結果について。

報告、事務局長。

○議会事務局長（高橋太志君） 所管課からの説明の前に、監査事務局より一般会計及び特別会計決算審査の結果について報告いたします。

データ番号24の一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書1ページをお願いいたします。

当審査は、令和7年6月2日から令和7年7月30日の期間で書類審査及び各課とのヒアリングを行うことで実施いたしました。第4の審査の結果になりますが、各会計の決算額については、歳入歳出簿、現金出納簿、出納証明等を、財産については、財産台帳を調査し、その内容を審査した結果、それぞれ経理、計数は適切であると認められたところです。

また、各会計の決算内容については、おおむね適正であると認められております。しかし、予算執行状況については、一部において不適切かつ課題があると判断するという結果になりました。

決算の概要等については、審査の内容に記述するとおりです。なお、決算審査意見書において意見を付した事項については、今後検討、または改善を要望するとしております。

意見書の「むすび」に当たります総括につきましては、代表監査委員より報告させていただきます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続いて、報告、代表監査委員。

○代表監査委員（鍵山卓史君） 総評について、私のほうから少し補足を加えながらご報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

今回の監査で、町の事業や事務が合理的に行われているか、経済的に、また効率的に、そして有効に行われているかどうかを監査いたしました。そして、町民へのサービス、町の事業が将来にわたって継続的に提供できるのかどうか、サービスや事業が正確に、効率的に、有効になるような環境整備、内部統制が十分に機能していくのかどうか。この点において、

監査委員としてリスクを感じました。

そのリスクを感じた中心、原因となるのが人材不足。これは人数と能力という意味の問題です。先週の金曜日の一般質問の中にも、数多く出てまいりました。また、以前から議会や、そして町の役場の運営の中でもこの議論が数多くあり、また、様々な対策が検討され、実行されてきたということについても伺っております。

一方で、各課とのヒアリング、人材不足の難しさは、離職、退職の理由に上がってくる多くの部分が島での生活の環境問題、特に食と住の問題が理由でした。そして、慢性的な人材不足から、現在、管理業務やそれに準ずる責任が特定少数に集中して、係長以上でも時間外勤務が非常に多く、また、係長以外の特定の人材に過度な時間外労働の現状が散見されます。

多くの課では建築建物、工事修繕、また、それらの維持管理業務、物品購入と、資格とまでは申し上げませんが、専門性や知識が必要となる業務がたくさんあります。本来、横断的にそれぞれの専門係が設置されているのが理想ではあります。しかし、八丈島の機構サイズでは、これはなかなか難しいと感じます。

本来の各々の課の仕事とはかけ離れている作業、仕事については、作業替えや場合によつては専門家の新設による知識、経験の集約による取り組むと、効率的なだけでなく、作業の遅延を防げるというふうに感じました。

このように、人材不足から生まれる様々な問題は、多くの町の行政に影響を及ぼし、この問題への取組は、各課のみならず、より横断的な対応をすることについて、議会、そして役場での議論をぜひお願いしたいと思います。

人材不足をすぐに解決するのは大変難しい。この中で、より効率的に、正確に、事業、事務を行う上で、電子化は非常に有効な手段だと考えます。新しいシステムに対する心配やシステム導入の際の煩雑さ等を理由に、導入に対する考え方は、課によって大きな開きがあると感じました。同様の作業をするにも、課によって大きな時間差があります。人材不足を長期的に改善するのは、必ず通らなければいけない事案だと感じました。

各課に対して、しっかりと指導を行う上、町長からの直接の権限を移譲された人間の責任において、実行する等の具体的な対策が急務と考えます。この点についても、ぜひ議会や役場での議論を推進していただきたい、このように感じました。

総評は以上です。

○議長（山本忠志君）　ただいまの報告につきまして、質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） まず、数字の面、決算書のほうの数字の面からの質問をまず差し上げてよろしいですか。

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○1番（真田幸久君） 歳出のほうの総務費不用額の内容についてなんですけれども、支出済額対比で3.6%、5,152万円、うち総務課で4,057万円ございます。意見書にて、おおむねこの内容の説明はあったんですけれども、そのうち負担金補助金及び交付金の1億2,600万円に対する不用額が550万円と、それなりの金額になってますんで、この部分の内容の説明をお願いできますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 少し時間をいただきたいと思います。すみません。

○議長（山本忠志君） ちょっと時間がかかりますので、そのほかに何か質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） これ、一般会計だけではなくて、特別会計のほうもよろしいですよね、それとも、別ですか。これ、一般会計、特別会計を合わせた意見書かと思いますので、一般会計だけに今はしておきますか。

○議長（山本忠志君） これから後で決算審査の話がありますので、そこではまずいんですか。

○1番（真田幸久君） 分かりました。

○議長（山本忠志君） あと、ただいまの報告についての質問についての内容でお受けいたしますが。

3番。

○3番（奥山幸子君） 44ページからの総評の部分なんですけれども。まず、このような監査委員からのご指摘があったのは、あまり今までなかったと思うんですね。それは大変ありがたいことかなと思います。

それで、総評の部分で、特に人材確保という難しさはおっしゃっていたんですが、それに、原因となっているのは生活環境、住居問題って挙げていますよね。それのほかに、具体的な例として、単身者に夕食のお弁当配布というようなことが出ていて、これは給食センター活用と書いてあって、これ、現実にできるかどうかというのは別の問題として、こういうご指摘があったのは、なかなか今までなかったことだなと思って、細かい職員に対する配慮というのが見受けられるので、この辺も今後の役場の運用に関して、参考にしていただけたらと

思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長、ご指名ですので、どうぞ回答をお願いします。

○町長（山下奉也君） 具体的な給食センターの活用は別として、このように具体的に講評していただいたという、本当に初めてだと思っております。

そういう中で、一番の課題が人材の問題だと考えられますけれども、やはり一番解決しないと、真田さんから質問がありますけれども、やはり今まで私も何十年と行政に関わってきましたわけですけれども、町になると1つ、役場は1つです。

そういう意味で、やっぱり縦割りというのが、そこをどう解決していくか、この人材不足の中で。そこが一番の今、私の課題の大きなところでして、そこで機構改革といいますか、そういうところを各課にまたがってやる部分を、どう機構に組み込んでいくかというのが一番の課題で、そこをまず取り組もうかと思っておりますので、そういう部分から、あとは先ほどの職員の食事の問題とか、住居の問題とか、そういう部分も今後取り組んでいく考えですんで、まずはDXの話もありましたけれども、そういう部分と、あと技術系の部分、それをどうやって解決していくかを、トップダウンでという話もありましたけれども、そういうのを積極的に進めないと、なかなか人材確保はできていかないと、今後ますますこれは厳しい状況になると思います。そこを中心にやっていこうと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 3番、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 私も幸子先生と同じで、こここの総評のところがすごく斬新な意見だなと思ったんですね。私が感じたのも生活面というか、やはりお給料に対する住居費の割合というのは、どこのご家庭でもすごく住居の、例えば賃貸住宅の住居費が高く占めていると思うんです。

この総評にあるように、例えば無償の形にするまではいかなくても、数千円ぐらいの大胆な、数千円ぐらいで済むような大胆な手当というか、そういう面も考えていたら、八丈町の職員になりたいなという方も増えてくるのではないかなと思ったんですけども、具体的にその状況に対して、もっともっと手当でするというご意向はありますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長、いかがですか。

○総務課長（高野秀男君） 住居手当のお話ですので、私のほうから回答いたします。

島外から来られる方は、やっぱり借家にお住まいの方がほとんどということで、もちろん住居手当のほうは支給しております。上限が2万8,000円というふうな金額になります。

そういった、それ以上、それプラス付加価値、付加として、住居手当を出したら、何か手当を出したらどうかというお話だと思いますけれども、今の時点で何か特段それに関するこことを考えているということはございません。

ただし、今、住居のほうがそんなに安い、確かに家賃ではないかなというそういう認識ではありますので、そういったところをもっと見ていく中でどうなのか、そういった付加として出すものがあるのか。また、国のほうのそういった住居手当というのは、国のほうの手当を参考にしているところもありますので、そういったところを見つつ、ちょっと動向は注視したいなというふうに思います。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 例えば公務員となって、例えば国の公務員とか、独身寮に住むとかとなると、本当にお安い金額で住んでいる、立派な町のマンションと比べて、もう何十倍も少ない金額で住んでいるということがあると思うんですね。

それなので、八丈町としても、もっともっと低廉な金額で住めるような形にしたらどうかなと思うんですね。例えば、町営住宅の縛りをなくすとか、ちょっと条例を変えて、職員が住めるような形にするとかという方向などもいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 町内のほうでのそういった町営住宅というふうな話もありましたけれども、住居の確保という部分で、今後そういったところも検討していかなければと思います。

○議長（山本忠志君） それでは、8番、先ほど手を挙げていた。よろしいですか。

どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 鍵山さん、ご意見ありがとうございました。

それで、もちろん人材不足の面は何度も議会にも出ていて、先ほども出たとおりで、副町長のほうでも何回も職員採用しているけれども、なかなか充足されないというような話が出ていました。一応、機構改革という話も出ていました。

ただ、言うのは簡単なんですけれども、もう本当に町の職員の皆さんのがなかなか目には見えない形で夜遅くまで働いていたり、それから休日出勤をしてたりという話を聞いています。もちろん、皆さん、町長、副町長、そういうことはご存じかとは思いますが、以前それ

ぞれの議員に対して、労いの言葉だとか、皆さんの顔を見ていくとか、そういうふうな町長にお願いしたことがあります、その後いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） ちょっとごめんなさい、今聞き逃していました。

○8番（岩崎由美君） 町長に、役場の中の皆さんの顔を見たり、声をかけたりするようなことをお願いしたと思うんですが、その後いかがでしょうかということです。

○議長（山本忠志君） 町長さん、いかがですか。

○町長（山下奉也君） 各課を回れということで回ったんですけども、逆に回らないでくれという進言もありました。そういうのは今度のアンケートでも直接私に対するそういう意見もありますけれども、私の考え方もあります。

ただ、最近、若い職員が町長室に来て、いろいろ、町長、この前「宮古」へ行ったら、「宮古」はどうでしたかと、そういう私の行動に対して職員も興味じゃないですけれども、聞きていて、いろいろ若い職員と話す機会もありますので、そういう部分で積極的に若い人と交流といいますか、対話を進めていきたいなと思っております。

最近、給料が地域手当が出た部分で、相当不満というかを感じなくなったなというのが一つありますので、やはり住居もですけれども、採用するときは、国家公務員並みだよって言って、はい、分かりましたと言いますけれども、やはり給料の部分で、ある程度手当、そういう部分を見ていかないと、不満が溜まってくると思いますので、できるだけ職員と対話しながら、行政を進めていきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。

もちろん、住居とか、お給料とかの物理的なところもあると思いますけれども、精神面つてすごく大きいと思うんですね。なので、もちろん産業医の方とかと、いろいろコンタクトを取りながらやっていらっしゃると思いますけれども、職員同士のいろんな関係性だったり、そういうことをきめ細かに執行部の方は見て、早めにそういうことを対応していただけたらなど。特にソフトの面ってすごく大事だと思うので、お願ひしたいと思います。

それで、先ほどDX化、電算化のことが出ていましたけれども、この秋、先日その質問をさせていただきましたが、やっぱり一刻も早くやったほうがいいと思うんですね。その当たりのことを、何からまず手をつけられるかなというところを、企財課長、教えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員がおっしゃったとおり、今町長から申し上げたとおり、横断的に進めるといった分は、多分デジタルが進化したことで、デジタル領域に合わせて行政もそういった進め方をしようということだと私は認識しております。

でも、言葉で、じゃ、行政横断的に運営しようといつても、なかなかこれって実際難しいことで、我々今DXを進める上で一番意識しているのが、やっぱりデジタル領域に合わせ、文明の発達に合わせて、空港の一般質問でもございましたが、やっぱり文明だったり、社会だったり、変化しているということに合わせて、やっぱり行政も変化していかないといけないといったことを強く感じています。

今プロジェクトチーム等とか、横断的な考え方で物事動いていますが、やはりその中に、議員がおっしゃられるとおり、スピード感というものを我々、特に意識しています。これは、やはりデジタルが進化したということで、一番変わったことといえば、私入庁した当時は、ワープロでした。P D C A、E B P Mってあれ、言葉を言いますけれども、今回の我々がつくった事業評価もありますけれども、あれ、6年度の評価です。じゃ、この課題をどう解決するかというのが、8年度の当初に載っちゃうと、これ1年、2年間ぐらいのスパンが空いてしまいます。本来、皆さんがもう情報を得る手段でインターネットで早いと思います。この2年間の遅れがよく、多分行政がちょっとこう民間と合わない部分、意識のズレなんじやないかと言われるこの2年間だと思います。

ここをいかに埋めていくのかというのが、結構DXで重要なのかな。なので、デジタルの種をまいて、隨時データが取得できて、素早く動けるといったことで、我々ちょっとDXに関しては運営していきたいなと。

今回補正予算ですね、2億9,000万ぐらい、多分去年ですと9月補正だと2,000万ぐらいあれだったんですけども、非常に増額していますが、これって逆を言うと、行政がそれだけ素早く動いているといった点でちょっと捉えていただければなと思いますので、計画性がよくないと言っているわけではなくて、隨時情報がもう得られる手段がありますので、そこに応じて我々も素早くいかに動いていけるかといったところで、DXは考え方としては進めていきたいと考えていますので、これからそういったちょっと柔軟性というか、そういう予算が上がってくるとは思うんですけども、しっかり我々もそういったデータでエビデンス取ったり、社会情勢だったりをちゃんと踏まえて運営していきたいなと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 今の質問と答弁に関することも含めて、まず、監査委員のほうのお話を聞きたいのは、むすびの総評にありましたとおり、人材不足に対する横断的対策、業務の各課への適正配分、早急な電子化の必要性というのは指摘になりましたけれども、それに加えて、今、企画財政課長がおっしゃった、業務評価を4年、5年、6年度とやっていただいて、既に着手はしていただいておりますけれども、そういった部分の事業推進に当たって目的、方法、結果の考え方などのいわゆるプログラム評価と言われるような視点の必要性というのも、加えて必要だと思っています。

それはなぜかというと、先ほどDXの話がありましたけれども、デジタル化はあくまでも手段であって、目的ではないんです。目的というのは、今申し上げたようなことをどう進め、何のためにどう進めていくかがあって、それをどう効率的にやるかに当たっての手段として使うべきものであって、デジタルが先に行ってしまうと、何をやっているのか分からなくなると私は思っていますんで、そこは必ず最初に目的があるという視点で行っていただきたいと思います。

あとは今、事業評価をやっていただいているけれども、残念ながらまだその目的といったようなところが非常に不明確な形でデータを取っていらっしゃったり、本当の意味での目的と、そこで出てくるKPIの項目がずれていたりもしています。

今、基本構想・基本計画を進めている中で、当然ですけれども、そこと絡めた形でもっと細かくきめ細やかに、いろいろな例ええば補助金に関する要綱等もあるかと思いますけれども、それを拝見しても、目的に当たる部分がいま一つはっきりしない、非常に抽象的な内容になっていたりするとなると、その結果をどう見たらいいのかというのも、多分事業には実際携わっている職員の方にも分かりづらいですし、その恩恵を受けている側はもっと分かりにくい、もしくは我々議員がそれを判断する上でも、それ本当にそもそも目的がおかしいんじゃないのという議論から始めなきゃいけないので、やはり事業評価に当たっての内容をもう少し、さらに改善していただいて、企画財政課長がおっしゃったように、もっと早めに議会に提示していただいて、できれば行政側として自らの行政評価の後に、議会がさらにもっと住民の側に立った視点で、さらなる行政評価を進めるという形で、いいようにどんどん回していくればいいと思いますので、ぜひともそこはお願いしたいと思うんですけども、今申し上げたようなことをするということは、イコール私は行財政改革を進めなければいけないというふうに監査委員の方がお考えなんだろうというふうに捉えましたけれども、そういう理解でよろしいでしょうかという点が1点と、もしそうであるとしたら、それに対して、町長、

副町長がどのようにお考えなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 監査委員、よろしいですか。

○代表監査委員（鍵山卓史君） ありがとうございます。

監査委員の仕事の中で、私が一番重要だと考えるのは、町のサービス、今あるものですね。これが滞りなく継続的に、将来にわたって、それが提供できる環境があるかどうか。要するに、環境アセスメントなんです。

個別の例えは事業であるとか、部分については、今回監査、私と2人で監査委員やりましたけれども、いや、これ1回やって分かりましたかと聞かれますと、残念ながら十分に理解はしておりません。一方で、今、議員がおっしゃられた質問の中心にある、目的は何ですかという部分について、評価の中にも幾つか書かせていただきました。

目的が昔はよく明確だったけれども、その事業が継続されてきた中で、その目的自体も変わっているものもありませんかと。それをまとめている部署が、本当にそこでいいんですかというような問題提起、これは監査委員として今回できると感じました。

しかし、これはあくまでも将来に対する、今あるものの継続性についての議論を監査委員として申し上げたにとどまるものでございます。これ以上の部分については、やはり各事業であるとか、各作業であるとか、これは議会と町の役場でこれからもっともっと活発に議論していくかなきやいけないということはこれ、懸案な事項、懸案になる将来の議案だなというふうに感じました。

直接のお答えにはなかなかならないんですけども、この辺でよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本忠志君） あと、町長、また副町長、答弁を求めておりますけれども、町の課題解決に関する、根底となる大事な部分でもありますので、一言何かコメントいただければと思いますけれども、いかがですか。

町長。

○町長（山下奉也君） 非常に難しい課題でして、先ほどDXとか、人材不足の関係もありましたけれども、細かいところから、先ほど真田さんから超勤の問題がありましたけれども、やはり忙しい人といつてもですけれども、やはり人が仕事をしますんで、そういう部分の判断といいますか、仕事の量とか、その質、そういう部分も見ていかないと、なかなか全体的にバランスよくというのは非常に難しい問題で、その辺を監査が指摘していると思いますけれども、そういう部分も含めて取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） それでは、この話はこの辺でよろしいですか。

監査委員の鍵山さん、どうも細かなご指摘ありがとうございました。

議事を進行したいと思います。

続いて、企画財政課長のほうから、決算審査の説明なんですけれども、先ほどの真田議員からの質問の回答は、この説明が終わってからという申出がありましたので、そのようにご理解ください。

それでは、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の19をお願いいたします。

認定第1号 令和6年度八丈町一般会計決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

4ページをお願いします。一般会計決算書の1ページとなります。

令和6年度一般会計決算額は、歳入総額95億6,993万488円で、前年度と比較して12.3%の減、歳出総額は93億1,267万5,300円で、前年度と比較しまして12%の減となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は、2億5,725万5,188円となりました。

次に、143ページをお願いします。決算書の138ページとなります。

こちらは実質収支に関する調書になります。記載は1,000円単位となっております。

先ほどの形式収支額2億5,725万5,000円から継続費過次繰越額101万1,000円、繰越明許費繰越額5,275万6,000円、事故繰越繰越額1,414万8,000円を差し引いた実質収支額は、1億8,934万円となります。

次に、168ページ、決算書の160ページをお願いします。

こちら、令和5年度、6年度の款別決算額比較表となります。

歳入のうち未収入額については1款の町税、次のページにあります14款の使用料、また次のページの21款諸収入を合計しまして、2,004万7,522円となりました。前年度比で140万8,716円増しております。調定に対しての収入割合は99.8%となっております。

令和6年度の不納欠損額の合計は134万6,829円となっております。公債権である1款の町税が約109万9,000円、21款の諸収入が約24万6,000円となりました。

続いては、別資料になります。決算審査資料の企画財政課資料をお願いいたします。

ページは4ページ、資料ですと1-2ページをお願いいたします。

歳入決算額の内訳ですが、収入済みの決算額95億6,993万円で、予算現額98億9,675万円に比べ、3億2,682万円の収入減となります。予算現額との比較で大きくマイナスとなっているのが、15款の国庫支出金2億5,161万9,000円となります。こちら、要因としましては、寺山団地、中之郷伊郷名線の繰越しと銚子の口ため池工事の不調となります。主な構成比につきましては、16款の都支出金32.2%、11款の地方交付税31.2%、1款町税、15款国庫支出金が9.3%の順となっております。

次のページ、資料の1-3ページをお願いします。

歳出になります。

決算額は93億1,267万5,000円で、予算現額に比べ94.1%の執行割合となりました。歳出の構成比については、4款の衛生費が18.7%、10款の教育費が16.7%、3款民生費が15.6%、2款総務費が14.6%、8款の土木費が8.9%の順となっております。

次のページ、資料の1-4ページをお願いします。

前年度との歳入歳出決算額の比較となります。歳入ですが、主な増となっているのが財産収入、繰越金などになります。財産収入が大きく増となった要因は、大賀郷農協跡地である町有地の売却となります。繰越金については、工事等事業の繰越しもありますが、5年度における歳入が想定よりも多く、一般財源に充てられたことが大きな要因となります。

続いて、歳出で大きく増えているものとしましては、教育費、労働費などとなります。教育費では、歴史民俗資料館の改修で5億9,551万4,000円、労働費では、コミュニティセンターの外壁防水改修等で4,876万1,000円が増の大きな要因となっております。

一方、大きく減額となった部分は、災害復旧費、諸支出金、衛生費となります。災害復旧費では、災害による道路復旧工事が少なかったこと、諸支出金では、バス事務所建設に伴う一般旅客自動車運送事業出資金8,400万円が減となったこと、衛生費では、新クリーンセンター建設関係23億3,367万4,000円が減となったことが考えられます。

次のページ、資料の1-5ページをお願いいたします。

令和6年度の財産状況になります。

まず、実質公債比率については11.1%と、5年度と同ポイントとなりました。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は91.3%となり、5年度と比較して2ポイント増加しております。一般財源の収入は増加しましたが、経常経費である人件費が大きく増加したことによる増と

なります。

地方債の令和6年度末の現在高は、令和5年度より3億36万9,000円減の59億9,363万2,000円となりました。

債務負担行為1億3,798万円、こちらの内訳は、会議録調製委託が157万円、広報はちじょうの印刷が787万円、小・中学校の学習用端末賃貸借が1億1,754万円、三原中学校プールろ過装置交換委託が1,100万円となっております。

右の表、積立金についてですが、基金の現在高については、減債基金を2,000万円積み立て、公共施設整備基金を1億1,000万円、ふるさと創生基金を1億3,700万円取り崩し、令和6年度末現在では47億2,290万7,000円となりました。こちら、今後も銚子の口ため池の改修やクリーンセンターの解体、リサイクルセンターの建設、学校関係の大規模改修事業などを控えていることから、依然、楽観視することのできない額と考えております。

次のページ、資料の1－6ページをお願いします。

左側は歳出における性質区分、右側は節別の区分となっております。

先に、右側の節区分についてですが、大きく減となっているのが14の工事請負費、20の貸付金、23の投資及び出資金です。こちら、工事請負費については、新クリーンセンター完成に伴う減、貸付金は、農協に対する貸付金分が減、投資及び出資金は、農協バス事業に対する出資分が減となっております。

一方、大きく増となっているのが12の委託料、16の公有財産購入費、17の備品購入費となります。委託料につきましては、サステナブル・アイランド創造事業、新クリーンセンター運営などで増しております。公有財産購入費は、防災倉庫用地の土地購入に伴う増、備品購入費は、津波救命艇等の購入で増となっております。

次に、左の表、性質別区分についてですが、令和5年度との比較で大きく額が増えているところは、5の補助費等、2の物件費、1の人物費の順となります。一方、減となった項目は4の扶助費、7の積立金、8の投資及び出資金・貸付金、10の普通建設事業費、12の災害復旧事業費となっております。

次のページ、資料の1－7ページをお願いします。

負担金で、大きな増額分としまして、1の島嶼町村一部事務組合特別負担金が978万3,000円。こちらは事務共同化による増額となり、4の地域力創造対策協議会負担金1,069万8,000円。こちらは島じまんによる増額となります。一方、大きな減額部分は、10のふたり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金425万円。こちらは事業終了に伴う減額となります。17の

観光PR事業負担金296万6,000円は、こちら、コナン関係の事業終了に伴う減額となります。合計で1,730万円の増となりました。

補助金では、23の水道事業会計への補助が2,077万9,000円の減、65のバス事業への補助金が9,900万円の減、最後の65から70のコロナ物価対応関係の補助金が合わせて1億円ほどの減となっておりますが、25の病院事業へ2億2,356万8,000円の増などと、合計ですと5,182万4,000円の増となっております。

次のページ、資料1－8ページをお願いします。

こちら、地方債現在高の状況になります。

令和6年度末の合計が59億9,363万2,000円となりました。地方債については、将来的な財政運営に影響が少ないように、交付税措置のあるものを優先した借入れに努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

一般会計の決算認定については、ページを分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書1ページから44ページ、歳入等について質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。歳入の部。

1番。

○1番（真田幸久君） これは歳出とも絡む質問なんですかけれども、その場合は歳出のほうで聞いたほうがよろしいですか。

○議長（山本忠志君） ここでどうぞ。

○1番（真田幸久君） よろしいですか。企画財政課長のほうの説明の中で、経常収支比率の数字が出てきたと思います。具体的な数字としては、令和4年度から84.88、19.3、91.3と、悪化が続いている状況がございます。

決算審査意見のほうで具体的な内容も示されておりますけれども、6年度については、人

件費が主要因という説明がありました。職員数が一定、もしくは増加となった場合、地域手当の部分が令和7年度以降、さらに上乗せされることが見えている中で、以前、地域手当のお話のときにも申し上げましたけれども、これに関して、交付税措置、今歳入の話なので、歳入である交付税措置等の話は、私はすみません、分かっている範囲では見えてきていないんですけども、それは交付税措置としてお話が来ているのかどうかと、併せて、東京都の総合交付金等のほうでも、それに対する話が出ているのかというのを教えてください。

結局、それが出ないと、かなり財政悪化要因になるのが見えているんで、その当たりを今分かる範囲で教えていただきますように。

○議長（山本忠志君） 企画財政係長。

○企画財政課財政係長（佐々木奏君） 地域手当の関係の交付税措置の関係の部分なんですが、ちょっとすみません、交付税措置されるというふうな認識ではいるんですけども、ちょっと具体的にどこの部分がどういうふうにどうなっているかというのはちょっとまだ調べ切れていない状況でして、ちょっとすみません、回答をまた後ほどさせていただければと思います。すみません。

総合交付金のほうにつきましては、具体的な部分でまだ東京都のほうから明示はされていないところではあるんですけども、東京都としては去年から課題には思っていただいているという事実はあると認識しております。

理由としましては、一応どれぐらい財政に対して影響を与えるかというふうな調査が来てているという事実はありますので、それがどの程度まで反映されるかまではちょっとまだ分からんんですけども、懸案事項として考えていただいているというところがあるので、その当たりは町のほうからも要望をしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかに質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 歳入の2ページの森林環境税、これ、317万となっているんですが、これ、前にも私申し上げたんですが、1人当たり1,000円町が徴収しなければならないということで、個人住民税均等割で自動的に住民税と一緒に取られてしまうということで、国庫に入るわけですよね、これ。

それで、その後、市町村に、自治体に返されるということですけれども、それが森林環境譲与税になるんですか。そうですよね。

それで、この使い道なんですけれども、日本は森林が多い国ですから、それを保全しよう

という目的でつくられた税制なんですけれども。実際に決算書を見ても、今年度ですよね。今年度の税金だと思うんですが、CO<sub>2</sub>削減とか、それから土地、土砂崩れとか、浸水に対して使われるもの、森林を守るためのものということなんですが、結局これが歳入で一般財源になっちゃうわけですね。そうすると、どれに使ったのかというのが見えないんですよ。

それをほかの自治体をちょっと見ると、インターネットなどを利用して、使途を公表しなければならないというふうにしているところもあるんですね。その辺をいろいろな森林の補助とか、保全とか、項目あるとあるんですけども、この森林環境譲与税が使われていたというところが見てこないんですね。目的を持って徴収したのに見てこないので、町はどうのようにお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 係長。

○企画財政課財政係長（佐々木奏君） すみません、ちょっと回答させていただきます。

まず、森林環境譲与税、基本的に譲与税関係は全て一般財源として出すと、受け入れる形になるんですけども、まず、充当の事業につきましても、充当ということが一応言葉のあれなんですけれども、充当する一般財源になるまで充当という考え方がない形の取扱いをするという形で、一応決算書のほうはつくってあります。

ただなんですけれども、これ、すみません、法律だとか、記憶がちょっと曖昧な部分があるんですけれども、公表することが一応義務づけられ、義務だったかどうかはちょっとあれなんですけれども、ちょっと公表することが一応要望といいますか、国のほうから都経由で通知が来ていまして、今現状、ホームページのほうで森林環境譲与税のほうにつきまして、どう使っていきますというものを産業観光課のページだったと思うんですけども、計上しております。

ちょっと年度がずれているかもしれないで、6年度の分はまだこれから上げるという形になるかもしれないんですが、一応そういう形でやっております。

使途につきましては、基本的には林業費というものが農林水産業費の中にありますて、その部分のほうにかかる経費に対して、充当しているという言い方が正しいかどうか分からないんですけども、そこに一応使っているというような形で、一般財源をそこに充てるような形にしています。

ちょっと補足なんですけれども、同じようなもので消費税、地方消費税交付金のほうにつきましても、同様のような形で、一般財源化の扱いはするんですが、社会扶助費に充てなさいというふうな形になっているので、その当たりについても、そちらのほうは決算書のほう

にも一部載せてはいるんですが、今年度よりそちらのほうもホームページのほうで、これは企画財政課のページだと思うんですけれども、こういう事業に充てますよという形で予算のほうに入れたような形でやっておりますので、そういう形という形でご回答になっております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 消費税の場合は、みんな広く国民が分かった状態で消費税というのは取られているわけですけれども、森林環境税というのは、何か分からぬ住民税の一部としてというか、1人当たり1,000円でしょう。5人家族だったら5,000円取られるわけですよね。それなのに、使途が分からぬ。公表がある程度ホームページでしているということですけれども、林業費ということで見てみると、じゃ、その分だけ加算された金額になっているかというと、そうでもないような気がするんですよね。

だから、その辺は公表するときに、ちょっと住民に対する印象というか、そういうのを考慮して公表していただきたい。本当に島の森を守るために、このように使っているということをアピールしていただきたいので、これは要望なんですかとも、よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） いいですか。要望です。

それでは、次に進みます。

ほかに質問ございますか。

11番。

○11番（浅沼憲春君） 24ページの衛生費国庫負担金の件なんですが、ここでコロナワクチン、たしか国が補助金がなくなるという話を聞きました、それで東京都が新たに補助金を出してくれるような話を聞きましたけれども、今年度のそのコロナワクチンの接種の補助金のことについて教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 本年度、7年度のコロナワクチンですが、4,000円の補助、町3,000円、東京都1,000円ということで、65歳以上の方及び60歳から64歳までの方は4,000円分で、自己負担1万1,000円となってございます。その他は1万5,000円となっています。

昨年度までは、国が8,300円、都が1,000円、町が3,000円となっておりましたが、今回は1万1,000円自己負担となってございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） なければ、歳入までの質疑を終結いたします。

ここで、先ほどちょっと延び延びになっておりました真田さんの質問に対する回答、企画財政課長のほうからお願ひいたします。係長ですか。

係長、お願ひします。

○企画財政課財政係長（佐々木奏君） すみません。お待たせしまして、決算書49ページの部分の負担金の540万円ほどの多分不用額の件でよろしかったですかね。一応こちらのほう、退職負担金というものを、退職手当の負担金というものを、退職手当組合のほうに支払って、負担金という形で支払いをしているんですけども、その部分の不用額という形になります。一応内訳としましては、退職をする予定だった方が1名退職を取り止めたといいますか、形の状況で、負担金としてはもうその段階で確定していましたので、すみません、退職される予定だった方が退職しなくなつたことにより負担金が不要になつたので、不用額が生じたという形になるようです。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、続きまして、歳出に入ります。

45ページの議会費から64ページ総務費までの質疑をお受けいたします。

45ページから64ページ、質問ござりますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、ちょっと準備していたものが決算書のほうではなくて、審査意見書のページを基に質問してもよろしいですか。

○議長（山本忠志君） 先ほどの。

○1番（真田幸久君） 今回頂いている審査意見書のほうで、各課の内容について説明と意見があつたと思いますけれども、そちらのほうですみません、私のほう準備してしまつたので、今からこれを追いかけていくと時間がかかるので、審査書のページ数で提示してもよろしいですか。

○議長（山本忠志君） はい、どうぞ。

○1番（真田幸久君） 意見書のほうの21ページの民生費に関してなんですけれども、こちらの支出済額の増減要因として、増のほうで社会福祉協議会等補助金806万6,000円となっております。また、企画財政課の決算審査資料の1-7における補助金の8-11がこれに該当し

ているかと思います。

さらなる内訳は、福祉健康課決算資料5－2が該当しておりますけれども、増加の主要因は、社会福祉事業費補助金の747万円でありますけれども、大幅増加の要因について当初予算時に説明があったとしたら申し訳ありませんけれども、今申し上げた747万円の増加の内容の説明を再度お願いできますでしょうか。

また、事業の要綱では、人件費に関わる部分の補助率が85%となっておりまして、社協の当該事業部分が赤字となっている一要因と私は考えておりますけれども、これは制度上、今85%を100%にすることは、例えば法律上できないとかいうことがあるのか、あくまでも町としての対応として、85%の補助をしているのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（山本忠志君）　これは福祉健康課長、お願ひできますか。

どうぞ。

○福祉健康課長（菅原宏幸君）　ちょっとこちら辺の要綱85%、ちょっと調べさせていただければと思います。ちょっと今、係に調べさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君）　ちょっと時間いいですか。

ほかに質問ございますか。45ページから65ページまでです。

3番、どうぞ。

○3番（奥山幸子君）　総務の決算書の46ページ、項目が分からぬんすけれども、資料のほうの2ページに2つ質問があります。

1つは、行政視察なんすけれども、3件だけなんすよね。3件だけになつてゐるので、この行政視察の件数が少ないなというのは、すごく残念だと思うんですけども、このときの対応なんかは総務課の方がしているのか、それぞれ担当課の方がしているんでしょうか。まず、それを1点聞きます。

○議長（山本忠志君）　総務課長。

○総務課長（高野秀男君）　総務課の資料の2－7ページの行政視察のことだと思います。こちらのほうについては、実際に議会を通じて行政視察が行われたものについての件数が出てございます。対応につきましては、横に書いております案件につきまして、それに関する担当部署のほうが対応をしているところでございます。

○議長（山本忠志君）　分かりましたか。

3番、どうぞ。

○3番（奥山幸子君）　行政視察の場合は、議員がいらっしゃるということですね、ほとん

どね。私たちが行政視察に行く場合に、向こうの自治体の町長さん、議長さんだけでなく、議員の皆さんがあなたが対応してくださるんですよ。

今、総務課長がおっしゃったのは、担当の方が対応していらっしゃるということなんですが、もしこういう行政視察があるということが分かっていれば、議員にお知らせいただきたい、自治体同士の交流も大切ですので、関心のある議員と一緒に質問に答えるとか、情報提供するとか、できると思うので、その辺を今後の問題として考えていただきたいなと思うんですね。

○議長（山本忠志君）　局長。

○議会事務局長（高橋太志君）　3件は全て議会事務局を通して来たものでございます。これは、私の事務事務局と、あとはこの視察目的に対応する担当課がまず大会議室で、いろいろ質問とか受ける、説明して、質疑応答を受けるという形で、その後に現場視察となって、議会からは代表で議長、毎回出ていただいているところなんですねけれども、今後、議員の皆様がこういった視察がありますよというところはご案内したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君）　ほかに質問ございますか。

（奥山議員「続いていいですか」の声あり）

○議長（山本忠志君）　どうぞ。

3番。

○3番（奥山幸子君）　決算書の52ページで、公有財産のところで、防災、JAの土地購入だと思うんですけども、3,800万でいいですかね。何か資料と決算書がちぐはぐなんで、合っているかどうか分からんんですけども、防災施設用地として購入しているという、前にもそういう話を伺ったんですが、その規模とか、今駐車場、お祭りのときの駐車場になつていきましたけれども、どういう形で島全体の防災の用品をまとめるのか、それぞれに分けるのか、その辺の計画というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（山本忠志君）　総務課長。

○総務課長（高野秀男君）　総務課の決算資料の2-8の土地購入の詳細説明書の件だと思います。こちらのほうにつきましては、今議員のおっしゃったとおり、今島内のほうにいろいろと避難所だとか、そういったところで物資の配置をしてはいるんですけども、そういう管理という部分では、やはり物資を集約したほうが当然、実際災害が起きたとき、利便性というところでも有利であって、物資の集約、また本土からそういった支援の物資、そういったことも当然大きい災害時には発生し得ることですので、そういうところも一つのこと

ろに、大きい施設の一つの防災施設に集約したほうがメリットも大きいというところで、そういうことを考えております。

また、こういった防災施設の活用というところで、担当職員のほうも実際に視察というところを今行っているところでございます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） まだ計画段階で、予算なんかは分からぬかもしれませんけれども、どれくらいの、1億ぐらいの感じとか、そういう、その辺はどの程度考えていらっしゃいますか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） その辺のところは、すみません、まだ未定です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

福祉健康課長、先ほどの回答はござりますか。先ほどの回答をお願いします。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 先ほどの社会福祉協議会の補助の全体の補助率85%なんですが、確かに中身は、全体ではそうなんですが、一個一個の補助審査資料としまして、職員1名変わるごとに給与費が変わったりとかなってございまして、あとは、実際問題、社会福祉協議会として、基本の運営費のほうはあれなんですが、ほかのところはやはりあまりというところは聞いておりますんで、今後ちょっとこの運営とか、補助の要綱に関しても、今回もみつわ計画とかありますんで、どういうふうな形で社協のほうを支えていくかということを考えていきたいと思いますが、ちょっと詳しく補助要綱のほうが、補助審査委員会の資料を持ってもう一度、もう一回詳しく説明させてもらってもよろしいですか。

○議長（山本忠志君） そうですか。ちょっとまた持ち越しということでお願いします。

1番、どうぞ。

○1番（真田幸久君） 私は補助要綱は手に入れた上で、この質問を差し上げています。なので、制度の85%が、要は町としていじれない数字なのか、そうじゃないのかは、ちょっと事前に分かっておいていただかないとまずい内容かなというのと、同様に、社会福祉協議会はきちんと各事業ごとに損益の数字を出す義務があって、それが出ています。

本来の社会福祉協議会の本業は、あくまでも社会福祉の地域の推進であって、実際のいわゆる現業と言われるような、ほかの事業者さんもあるような事業というのは、ある意味プラスアルファの事業であって、実際そこが黒字で、本来の業務の赤字を埋めているということ

は、ある意味私は本末転倒だと思いますし、そもそも社会福祉協議会が行っているそういうた事業というのは、行政が行うものもある意味社会福祉協議会に委託して行ってもらっているという趣旨も踏まえれば、法的規制がないのであれば、なぜ85%になってしまったのか。

以前は、正確な情報ではないですけれども、以前は100%出ていたのが、2000年代前半の全体としての行政改革の中で、一律15%のカットと、補助金カットという動きの中の一環として、こちらの数字も85%になったのではないかということも推察されますので、もしそうであれば、制度上は戻せる余地があるのかなと思いますし、今申し上げた損益を見れば、明らかにこの部分は社協の運営の足を引っ張っているわけですし、一般質問でも申し上げましたとおり、今後、社協のほうにそういったところで十分な活動をしていかないと、福祉全体がうまく回らないということも鑑みれば、そのところはもし動かせる、制度的に動かせるものであれば考慮いただきたいので、きちんと調べていただきたいのと、もう一つは、先ほど聞いた747万円分ですね。これ、幾つか補助金が、4つぐらい出ていますね。

これは企画財政課の資料のほうの負担金及び補助金の一覧の中の、待ってください、番号でいうと左から2番目の8から11、8、9、10、11というのが社協に対して出ている補助金のうち、私が申し上げたのは、このうちの社会福祉事業に当たる部分になるんですけども、その部分の増加というものが、何をもって増加したのかなという、すみません、予算案時点で説明していたら申し訳ないんですけれども、再度の説明をお願いできますかという点に関しては、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 先ほどの85%の件は、確かに以前といいますか、15%減というのは、確かにあったように記憶しています。ただ、この750万、移送サービス給付等という自主事業といいますか、そういうところの増減は、ちょっと確認させていただけますか、ちょっと詳しく。すみません、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ちょっと回答保留でお願いします。

議事を進行いたします。

そのほか、65ページまでの質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、ちょっと途中なんですけれども、もう11時半過ぎておりますので、ここで休憩を取ります。

午後の部は午後1時から、あと、その前に、総務費までの質疑を終結してよろしいですか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） それでは、午後1時から民生費からの質疑に入りますので、休憩に入ります。

○議会事務局長（高橋太志君） 議員の皆さん、すみません、先ほど幸子議員からご質問のあった視察の件なんですけれども、近々ではなくて、9月22、23日、衆議院議員1名と参議院議員1名が視察に来る予定です。先方さんより、公明党の議員であるというところで、公明党議員の派遣をというところをお願いしてあります。

工程としてはまず、副町長室に寄る。町長が不在なので、副町長室のほうで、まず表敬訪問をしていただきます。その後、現場視察を求められていまして、場所としては、まず町施設ですと病院、その他、あと民間施設、それと八高になりますので、当日は議長とあと則子議員、2人でアテンドしていただいて回りたいと思っていますんで、今回に関しては、議員さんはご遠慮していただきたいと思いますので、そういったところでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（山本忠志君） それでは、休憩に入ります。

(午前11時34分)

---

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（山本忠志君） 議事を進行する前に、先ほど真田議員からの質問にありました、回答を保留していたものにつきまして、福祉健康課長より回答をお願いいたします。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、真田議員の6年当初750万円、747万円なんですが、事業内容としましては、社協の給食サービス、移送サービス事業となっておりまして、この事業、限度額いっぱいを使っていなかったので、6年度はその事業500万となっていますんで、その2分の1まで上げて、この金額になっているというふうになってございます。

あと、運営補助とその社会福祉事業補助は、運営補助は定額が入っているんですが、移送サービス等は2分の1となってございまして、そのほか、町単独事業等もありますんで、ちょっと今回の社協さん聞いていますんで、来年度当初に向けて、ちょっと社協さんとも話してどういうふうにできるか、町とも話すんですけれども、そういうふうに対応していくこうと思ってございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、議事を進行いたします。

先ほどに続きまして、64ページ民生費から85ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

質問はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） それでは、衛生費までの質疑を終結いたします。

続きまして、85ページの労働費から104ページの商工費までの質疑をお受けいたします。

85から104ページまでです。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） それでは、商工費までの質疑を終結いたします。

続いて、104ページの土木費から116ページの消防費まで、104ページから116ページまで質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） それでは、消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、116ページの教育費から決算書の最終ページ、158ページまで質疑をお受けいたします。

116から158ページまで、質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、これは款でいくと多分幅広く該当してしまうと思うんですけども、公営企業会計補助金繰出金についてお伺いしたいんですけども、今質問してよろしいですか、それとも、要は繰り出しなので一般会計に該当すると思うんですけども。

○議長（山本忠志君） どうぞ、やってください。

○1番（真田幸久君） いいですか。審査意見書のほうの28ページの参考という欄で、各公営企業等へ、特別会計と公営企業への補助金繰出金の一覧表があるかと思います。これを見ると、年度ごとの増減はあるにしても、非常に高い水準が継続しています。必要な補助対象であるとはいえ、経営改善等を町として進めていく必要性が当然あると考えますけども、その取組等に対して、町としてはどうお考えなのか教えていただけますでしょうか。これは

副町長、もしくは町長、または管理者にお答えしていただきたい点です。

○議長（山本忠志君） 質問の意図はお分かりでしょうか。どなたか手を挙げていただけると議長としてもありがたいんですが、もうちょっと分かりやすい質問のほうがいいかと思うんです。

○1番（真田幸久君） 要は今、この公営企業等への繰出金が毎年増減はあるにしても、全体額としては相当大きいですね。大体10億前後、町税と同じ、もしくはそれを上回るぐらいの規模で、さらにこれは拡大する恐らく傾向にある中で、相当程度、町の財政を圧迫することは目に見えています。

それを各公営企業の努力という部分もありますけれども、町全体として、例えばバス、交通事業をどう今後していくかとか、病院に関しても、今のを続けていくつもりなのか、いろいろな枠組みを変えていくのかといったようなことを考えていかない限り、これはもうずっと増加傾向になっていって、ほかのものにお金が回せなくなる、回せるお金が減っていくという状況は目に見えているので、そういうことに対して、どういうふうに考えていて、細かい内容は別に今じゃなくてもいいんですけども、そういったものを今現在でもどう捉えていて、どれぐらいのスパンでどうしていきたいと考えているかという、基本的な考え方だけでもお答えいただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） それでは、町長、お願いします。

○町長（山下奉也君） 確かに、公営企業会計の繰り出しが一般会計の大きな負担になっております。病院だけでも6年度は7億ぐらい赤字になっています。そういう中である程度、東京都の支援とか、中身は別としましても、一般会計の大きな負担です。バスは毎年7,000万から8,000万、水道が3,000万と、そういう数字になって、もう8億近く、収支が8億ですから、そのほとんどが企業会計への支援になっている。

それぞれ、水道を除いて、水道は本当に生活に直結している水の部分ですので、そういう部分を除いて、バス、確かに一番ウエートが多いのは人件費ですけれども、そういう意味で、やっぱり人を減らすとか、そういうことしか考えられませんけれども、バスについては今、公共交通機関の見直し等をやっていますので、そういう中からいろいろデマンドとか、いろんな部分で公、福祉、観光と分けてやるとか、そういう部分でバスは考えられますけれども、あと病院ですね。

病院で一番負担が重いのは、臨時診療です。多分臨時診療が幅がどんどん広がって、いろんな専門科目が増えてきている。そういう中で、先週もありましたけれども、交通費補助、

そういう部分で島外へ医療費が出ていく、大きな医療費の部分は島外で医療費がかかる。そういう中で、専門診療ですか、臨時診療、そういう部分の見直しを図っていかないと、島外へ出したり、またこっちに専門をやる、そういう兼ね合いですね。眼科についても、本年機械がもう老朽化していまして、切替えの時期です。その機械は1億以上するということで、町長、どうするかと。眼科をなくすかと、そういうことも言われましたけれども、一旦頼んだものは、なかなかなくせないという部分がありますので、病院についてが一番負担が多いです。その臨時診療の部分を、専門診療の部分を、島外の支援等を含めて考えていかなきやならないと思っています。

今後の産婦人科の問題でも、島外へ支援するわけですけれども、産婦人科の医師、助産師をなくすわけにいかない。そういう非常に苦しい選択の場が出てくると思いますので、今後は、議会とともに、その一般会計への負担部分をどれだけ少なくしていくかということを考えていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

それぞれの公営企業の内容に関しては、また公営企業の決算のところで質問させていただきますので、これで結構です。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。158ページ、最後まで含めて。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、認定第1号 令和6年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、認定第2号 令和6年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 書類番号20をお願いします。

認定第2号 令和6年度八丈町介護保険特別会計決算書認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条3項の規定により、令和6年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、次のページ、令和6年度の会計決算書の2ページをお願いいたします。

決算額のみ申し上げます。令和6年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。

歳入、11億1,148万8,761円、これにつきましては、前年比プラス9.6%の増となってございます。

歳出、10億1,935万2,401円、これに関して、前年度比マイナス1.5%の減となっております。歳入歳出差引き残高9,213万6,360円を翌年度へ繰り越します。

続きまして、次のページをお願いいたします。

令和6年、歳入でございます。

1款保険料20億12万3,100円。現年度分については徴収率98%を超えることができました。滞納分につきましては、徴収努力を継続しております。

2款分担金及び負担金1万4,100円。青ヶ島からの介護認定に係る事務委託の3件分となります。

4番国庫支出金2億6,756万3,373円。

5款支払基金2億5,528万5,000円。

6款都支出金1億3,954万4,793円。国庫支出金から都支出金までは、それぞれ給付実績に応じた各負担割合の歳入となります。

4ページをお願いいたします。

8款繰入金1億7,646万8,000円。繰入金のうち一般会計繰入金については、町の介護給付負担金11.5%のほか、職員の人事費、介護保険システム委託料、認定調査にかかる費用の一般会計からの繰入れが主なものです。

9款繰越金7,248万7,095円。

10款諸収入3,300円。

歳入合計、収入済額11億1,148万8,761円。前年比プラス9.5%増です。

次のページをお願いします。

こちらも支出済額のみ申し上げます。

1款総務費3,909万2,361円。歳入のほうでも出した職員の人件費、介護保険システム委託料、認定調査に負担する費用が主なものです。

2款保険給付費8億5,122万8,493円。令和6年度は前年比で約4,624万円の減となってございます。

4款基金積立金1,103万1,813円。介護給付費準備基金への積立金になります。令和6年度末での保有額は7,079万4,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費5,681万4,952円。要支援1・2の方の通所型サービスや地域包括センターの委託料、認知症や介護予防事業などが主なものです。

6款諸支出金6,118万4,782円。一般会計繰出金、国や都への返還金、保険料還付金になります。

以上、歳出合計、支出済額は10億1,935万2,401円。前年比マイナス1.5%減です。歳入歳出差引き残額9,213万6,360円は翌年度に繰越しいたします。

また、ここで年度末で過年度滞納分の不納決算処理を行いました。不納欠損の額は20名分81万6,200円です。20名の要因は死亡6名、生活保護受給4名、納入者納入権の消滅、時効を迎えた者10名です。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言をお願いします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第2号 令和6年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり決定いたしました。

---

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、認定第3号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号の21番をお願いいたします。

認定第3号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明いたします。

決算書の2ページをお願いいたします。

決算高のみ申し上げます。令和6年度後期高齢者医療特別会計の決算高は、歳入が2億5,235万671円、歳出が2億5,226万8,255円、歳入歳出差引き残高8万2,416円が翌年度へ繰越しとなりました。

次の3ページをお願いいたします。

まず、歳入について、款の収入済額を中心に説明をいたします。

1款後期高齢者医療保険料1億963万3,800円。前年度と比べ、約894万円の増となっております。被保険者数は22名増の1,471名、保険料の収納率は、令和6年度は99.31%、過年度分は15.43%の収納となりました。なお、令和3年及び4年度分の計2万9,400円、こちらが生活困窮等の事由により、執行停止期間中に時効が完成したため、6年度末で不納欠損をしております。

次の2款を飛ばしまして、3款都支出金65万1,000円。保健事業の支援に関する補助金となります。

次、4款繰入金、八丈町の一般会計からの繰入金で1億3,348万1,555円。こちらは前年度と比べ、約457万円の増。規定により、区市町村の負担金として、職員給与や事務費と医療給付費負担金12分の1のほか、低所得者対策として保険基盤安定分2,878万8,312円や保険料軽減分等が一般会計から繰入れをされております。

続いて、5款繰越金6万5,784円。前年度の繰越金です。

6款諸収入851万8,532円。このうち、4項の受託事業収入は、広域連合からの収入となりまして、葬祭費585万円や健康診査の受託事業収入でございます。

以下の4ページになります。

歳入合計2億5,235万671円。前年度と比べ1,409万6,905円の増となりました。

次の5ページをお願いいたします。

歳出について、款の支出済額を中心に説明をいたします。

1款総務費903万4,848円。職員人件費や事務費でございます。

2款保険給付費585万円。当該年度の葬祭費117名分、1件5,000円の支出となります。

3款広域連合納付金2億3,290万8,655円。こちらは前年度と比べ、1,089万4,942円の増となっております。医療給付費の負担金など、東京都の全ての区市町村で組織し、制度運営をしている広域連合への納付金となります。

続いて、4款保健事業費305万2,672円。こちらは特定健診280名受診となりました。前年度よりも35名増えているという状況です。

5款諸支出金142万2,080円。保険料の還付金のほか、前年度の繰越金や事業費の精算分を一般会計へ繰り出す支出が主なものとなります。

6款の予備費を飛ばしまして、歳出合計2億5,226万8,255円。前年度と比べ1,408万273円の増となりました。

以上、歳入歳出差引き残高8万2,416円を、令和7年度会計へ繰越しをいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目などを必ず述べた上で発言をお願いします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、住民課の資料のほうを基に質問させていただきます。

4-29後期高齢者医療特別会計の中の医療費の状況についてですけれども、こちらのほうは4年、5年、6年度で、対象者数は増加する一方、件数、金額に関しては、5年から6年度にかけてそれぞれ減っています。一方で、それぞれの項目を見ると、訪問看護に関しては、5年度に一旦減っていますけれども、6年度に再度増加しているという状況で、4年度の水準の倍近くのところまで増えています。

この訪問看護の増加に関しては、いわゆるもともと在宅で済むという言い方もおかしいんですけども、そういう形でお願いしている部分が多いのか、それとも、例えば特養の入居待ちの人がなかなか入れないので、訪問看護をお願いするようなことが増えているのかといったような内容に関しては、どのような状況になっているかを教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長、お願いします。

○住民課長（小野高志君） 申し訳ありません、ちょっと細かいところまでは現在把握し切れていないところがございますので、ちょっと調べてから回答とさせてください。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） しばらくお待ちください。

ほかの質問を先にお受けいたしましょうか。ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なさそうですね。

時間かかりそうですか。じゃ、ちょっと先に進めて、後ほど回答等お願ひいたします。

それでは、質疑はないようですので、討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入りますが、本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、認定第3号 令和6年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、認定第4号 令和6年度八丈町国民健康保険特別

会計決算認定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号22番をお願いいたします。

認定第4号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、国民健康保険特別会計の決算状況についてご説明いたします。

決算書の2ページをお願いいたします。

決算高のみ申し上げます。令和6年度国民健康保険特別会計の決算高は、歳入が10億9,268万3,094円、歳出が10億6,696万5,022円、歳入歳出差引き残高2,571万8,072円が翌年度へ繰越しとなりました。

次の3ページをお願いいたします。

まず、歳入について、款の収入済額を中心に説明をいたします。

歳入の1番目、1款国民健康保険税2億2,072万6,231円。前年度と比べ、約253万円の減となりました。被保険者数の年間平均数は132名減少の2,092名となっており、徴収率は現年度分で0.1ポイント減の96.6%、過年度分が29.2%、合算で昨年度より0.1ポイント減の91.5%となりました。なお、不納欠損額欄の説明となります。合計201万9,857円を生活困窮等の事由により、執行停止期間中の時効が完成したため及び納付義務の消滅等のため、不納欠損をしております。

次に、2款を飛ばしまして、3款国庫支出金302万2,000円。こちら、マイナンバー制度システム整備事業に対するものでございます。

続いて、4款都支出金7億3,414万5,670円。こちらは前年度に比べ、保険給付費の歳出増に伴い、普通交付金が約1,929万円増となっております。

5款を飛ばしまして、6款一般会計からの繰入金で1億738万6,975円。このうち1,231万8,000円は法定外繰入れ分となります。

7款、前年度からの繰越金で2,559万8,250円。

8款諸収入180万3,968円。これは保険税延滞金や第三者納付金、不当利得返納金等となつ

ております。

下の 4 ページになります。

歳入合計10億9, 268万3, 094円。前年度と比べ734万5, 202円の増となりました。

次の 5 ページをお願いいたします。

歳出について、支出済額を中心に説明いたします。

1 款総務費4, 544万9, 919円。こちらは運営協議会費や職員人件費、事務費等でございます。

2 款保険給付費 6 億7, 292万4, 615円。医療費の支払い分等で、前年度と比べ約407万円の減となっております。住民課の決算資料に記載しておりますが、令和 6 年度の八丈町の 1 人当たり平均医療費36万6, 513円、こちらは前年比 1 万3, 013円の増となっておりますが、被保険者数の減少に伴い、全体ではマイナスの決算となりました。

3 款国民健康保険事業費納付金 3 億858万2, 642円。国民健康保険財政運営の都道府県単位化に伴い、東京都へ納付するものでございます。前年度に比べ約172万円の減となりました。

下の 6 ページをお願いいたします。

4 款を飛ばしまして、5 款保健事業費1, 108万24円。こちらは特定健診の経費となります。特定健診、特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発見と予防を目的に実施しているものでございます。令和 6 年度は559人が受診いたしました。受診率は37. 9%で、昨年度と比較しますと2. 1ポイントの増となりました。その中で、保健指導が必要な方は95人いましたが、実際に参加した方は20人という結果でございました。

6 款及び 7 款を飛ばしまして、8 款諸支出金2, 892万7, 822円。こちらは過年度分の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金のほか、病院事業への繰出金等となります。

9 款予備費を飛ばしまして、一番下の歳出合計10億6, 696万5, 022円。前年度に比べ722万5, 380円の増となりました。

次の 7 ページにまいりまして、以上、歳入歳出差引き残高2, 571万8, 072円を令和 7 年度会計へ繰越しをいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目などを必ず述べて発言をお願いします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 3ページ、国民健康保険税なんですかけれども、この滞納者の方が生活保護を受給するようになった場合、これも滞納額として残るんでしょうか。確認です。

○議長（山本忠志君） これは税務課長、いかがですか。

○税務課長（山下進君） 生活保護を受けて、その後は国保から外れますので、ここから先はかかるないですけれども、その以前の分は残ることがあります。そのまま生活保護を受けたまま3年ぐらいたちますと、そこで不納欠損で落ちるというふうなこともあります。

○議長（山本忠志君） 6番、よろしいですか。

（金川議員「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、ここで質疑を終結いたします。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、認定第4号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

先ほどの回答ございますか。どちらからしますか。

先ほどの真田議員の質問について、住民課長より説明があります。お願いします。

○住民課長（小野高志君） では、住民課の資料4-29ページ、この後期高齢者医療の訪問看護の件数に関してご質問なんですかけれども、訪問看護の対象者の件数は分かるんですけれども、その方々が介護の認定を受けているか、あるいは特養への入所を希望しているかどうかというところまでは、ちょっと現在の資料では分からぬということで、実際に介護保険の情報とのすり合わせ、照らし合わせをしないと、ちょっとそこまではつかみ切れないということですので、ちょっとかなりお時間がかかると思います。ここではちょっとお答えできぬということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

取りあえず今、そういう形での集計を行っていないということに関しては了解しました。

一方で、これはまたこれも後ほどの病院会計の包括支援病床ですかね、包括ケア病床のときに、訪問看護ステーションをつくるべきやいけないところにも関わってきますので、ぜひともほかの分野にも関わる内容ですので、きちんと関わる分野に関する形でのデータ蓄積をしていただかないと、本当に何が足りていなくて、何を充実させていかなければならないかという意味で、基礎材料として非常に大事な数字だと思うので、これはぜひともそういう視点で今後、データを収集して、それを基にほかの企業課とも含めて対応していただきたいと思いますけれども、それは対応いただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 1番議員のおっしゃること、もっともだと思いますので、今後データ収集、分析、努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） じゃ、そういうことで1番、お願いします。

それでは、これにつきましては大丈夫ですね。これは終わりにして、続きですね。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 次、日程第17に入ります。議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを上程いたします。

決算審査の結果について報告、事務局長。

○議会事務局長（高橋太志君） 所管からの説明の前に、監査事務局より公営企業会計決算審査の結果についてご報告いたします。

データ番号31の公営企業会計決算審査意見書1ページをお願いいたします。

当審査は、令和7年6月2日から令和7年7月25日の期間で書類審査及び各課とヒアリングを行うことで実施いたしました。

第4、審査の結果になりますが、提出された決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確に表示されていることを確認し、本決算が適正であると認めたという結果になりました。

先ほどの一般会計、特別会計と同様に、意見書のむすびの部分に当たります総括につきましては、代表監査委員より報告させていただきます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続いて、報告、代表監査委員。

○代表監査委員（鍵山卓史君） 議長ありがとうございます。

むすびとして一言、監査委員のほうからご報告させていただきます。

八丈町の水道事業、一般旅客自動車運送事業、病院事業、浄化槽設置管理事業の会計に関する講評は以下のとおりです。全事業会計において、営業損失となっております。ほかの会計でも、会計への補助や長期前受金戻しなどで収支のバランスをしています。

今後、各事業もより明確な事業を存在目的として、どのようなサービスを行うのか、議会や町が議論した上で、町の再生アロケーションを考えることを推奨したいと思います。

1つ、水道管の老朽化に伴う交換作業、これは毎年一定の区間に対して、着実に行われているとの認識です。一方、全220キロある配管に対して、最近は年間2から2.5キロ程度、水道管の耐用年数、島の環境、気候を考えると、実際の使用年数はかなり短く、また現状の1キロ当たり1.2億円以上と思われる負担は、財政上大きな課題となっていると感じます。

2つ、水源の確保、これは水量の安定的供給には島独特の歴史的背景もあり、広域的供給には多大なコストが伴うとの認識です。一方、水資源、上下水道の在り方についての全体像、島としての理想やビジョンがよく見えづらく、町として全体のアセスメントに取り組む等を推奨したいと思います。ここでは外部からのコンサルタントの使用も検討されたほうがいいのかもしれません。

3つ、主にバス事業に関しては、特に貸切りに使用している大型バスの老朽化は顕著であり、早急に環境面からもガソリン等の維持管理費用面からも、さらに運行上の安全面からも買換えを推奨したい。また、運行管理面からも慢性的ドライバー不足、これも顕著であり、対応を求めたいと思います。観光は島の大切な収入源でもあり、安心・安全、そして快適なバス事業として、島外にアピールできるのではないかと推察します。

4、病院事業に関しては、財政面の恒常的赤字の問題を考えると、島民の意見や要望等に関しては、かなりしっかりと集められていると感じました。一方、島外で診療に行く方々、島民が、どこにどのような治療や施術を求めて行かれているのかという部分については十分に判明しておらず、この点は少し調べてみると、より明確なニーズアセスメントになるのではないかと感じました。

むすびは以上です。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） それでは、続きまして、説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号26をお願いいたします。

議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について、議会の議決を求めます。

また、同法第30条4項の規定により、令和6年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

水-1ページをお願いいたします。

1ページ目、2ページ目につきましては、消費税込みの決算額となっておりまして、黒字、赤字等を表現する消費税抜きの決算額となりますので、総額だけの読み上げとさせていただきます。

令和6年度八丈町水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、決算額総額で5億8,446万2,578円となりました。

支出。

第1款水道事業費用、決算額総額で4億9,286万6,062円となりました。なお、先ほど申しましたとおり、消費税込みの金額となっておりまして、備考欄記載の借受消費税、仮払消費税が含まれた額となっております。また、支出の第2項営業外費用の備考欄記載のとおり、国への納付消費税も含まれた金額となっております。

では、次のページをご覧ください。

2、資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、決算額総額で4億7,391万6,000円となりました。

支出。

第1款資本的支出、決算額総額で6億4,784万6,503円となりました。なお、決算額のほかに、6月の議会で報告した翌年度繰越額4,970万円も記載させていただいております。

下段、補填財源の説明です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次のページ、水－3ページをお願いいたします。

令和6年度八丈町水道事業損益計算書です。

ここからは消費税抜きの提出決算額で、先ほどと決算額異なりますので、ご注意をお願いいたします。

まず、給水収益、つまり水道料金などからなる、言わば本業の収益である営業収益と原水費や浄水費、また減価償却費といった、いわゆる本業にかかる費用である営業費用との比較で得られる、言わば本業でのもうけ、営業利益ですが、今回は赤字ですので、営業損失となりますけれども、1億7,158万2,096円となりました。

この営業損失に、補助金などからなる営業外収益、支払利息などからなる営業外費用を加えまして、経常利益が4,317万1,788円となりました。

さらに、特別利益、特別損失を加えまして、当年度純利益7,605万1,638円となりました。その他、未処分利益剰余金変動額というのは、水－2ページ下段にあります資本的支出の補填財源に使用した減債積立金の取崩し額となっておりますが、この2つを合算いたしまして、当年度未処分利益剰余金は1億2,059万4,713円となりました。

では、次のページをお願いいたします。

下段の令和6年度八丈町水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、未処分利益剰余金のうち、資本的支出の補填財源に使用した4,454万3,075円は資本金に組み入れ、当年度純利益額である7,605万1,638円は減債積立金に積立てたいと思います。

それでは、次に、データ番号30、決算書と一緒に配りしています企業会計決算資料のほうをお願いいたします。

1ページ目、水道事業会計収支に関する調のほうをお願いいたします。

前年度の決算額の比較となっております。収益的収入のうち、特に大幅な増加となっている給水収益は、令和5年度、3か月間水道料金を無料とした期間があった。それに対して、6年度は無料期間がなかったということ。また、令和5年10月に料金改定を行ったことで、大幅に収益は増加しています。

その逆に、他会計補助金は、令和5年度は水道料金を無料とした代わりに、基準外補助金を収入としており、6年度はそれがなかったということで大幅に減少しております。

そのほか、長期前受金戻入は、減価償却費増加に合わせて増加、特別利益は大賀郷浄水場

の膜ろ過施設の膜更新費用が建設改良事業として、補助対象と認められたため、毎年のように積み立てていた修繕引当金が不要となったため、引当金を全額戻し入れるもので、今年度だけの利益となりますが、大幅な増加となりました。

続いて、支出ですけれども、特に大幅に増加となっているのは、減価償却費となっておりまして、前年度に新大川浄水場が完成しまして、減価償却を始めたことで増加となっています。

これらにより、営業損益は大幅改善、経常損益はほぼ変わらず、当年度純損益は大幅増加となりました。

次に、資本的収入及び支出です。資本的支出のほうから説明します。

施設改良費は5億1,251万1,000円で、実施した建設改良事業は、備考欄に記載の事業となります。特に金額が大きいのは、管路等3億4,145万円で、導水管や配水管など約2.3キロの水道管の更新を行っています。

また、備考欄の停電対策ということで、旧町役場のところにあります大賀郷浄水場に非常用発電機を設置する事業も令和6年度までの2か年事業として行っております。

次に、企業債償還金1億3,533万5,000円で、年度末未償還残高は21億6,387万1,000円となっております。

次に、資本的収入です。

資本的収入合計は4億7,391万6,000円で、建設改良事業の財源として、国補助金、都補助金を受けており、建設改良費の約64%の補助を得ることができました。また、一般会計からも他会計補助金出資金として補助、出資を受けております。さらに、企業債として1億1,200万円東京都に借り入れしており、建設改良費のうち財源の約24%を借金に頼っているという状況になっております。

最後に、資金不足比率についてご報告します。令和6年度についても、公営企業4会計とともに資金不足はありませんでした。数値については、データ番号が32、令和6年度八丈町公営企業会計資金不足比率審査意見についてでご確認のほうをお願いいたします。

以上で終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目等を必ず述べた上で発言をお願いします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 決算書の24ページの、地区別配水量等の状況と料金の中の、無効水量についてお伺いします。

中之郷、末吉については、無効水量が前年比減となっております。これは以前お伺いして、もう6年度に対応していますという話で、その分の対応が、要はその水漏れの箇所ですね。それを調べた上で対応したということが実際に数字に現れたというふうに認識しておりますけれども、一方で、ほかの3地区は増加となっております。また、全体としても、無効水量が増加しているという状況になっています。

特に、大賀郷の無効水量の増加が大きいんですけれども、その原因は把握されていますでしょうか。また、その対応は今の令和7年度中にもう既に行われている、もしくは行う予定でしょうか。まず、その点を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） まず、大賀郷の漏水に関してなんですけれども、全体的にそろなんですけれども、おおよそこの辺りとか、そういったところについては把握できているものもあるんですけども、基本的には、もちろんこのままになっているということは、つまりはどこにあるかというのが厳密には分かっていないといったところです。

それとあと、中之郷、末吉に関しては、令和6年度に工事を終えたということなので、令和6年度の工事によって改善したというよりも、それ以外の細かな修理だとか、そういったところによって改善したということであって、令和6年度の工事によって改善したものではないのかなというふうに把握しています。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） それはたしか令和6年度のときに、令和5年度の数字に基づいて、令和6年度に質問したときに、それはもう既に末吉の該当箇所が把握されていて、それに対して対応をしていますというお答えをいただいているので、今こう申し上げているんですけども、そうすると、そのときの答弁と実際は違っているということですか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） すみません、ちょっと令和6年度の工事のことについて、以前議会ではないところでちょっとお話をしたので、これに関するところで、安川の農道の辺り

ですかね、に関して、かなり大規模な工事をしたので、それに関してのところ、令和6年度の工事に関しては、ちょっと影響はないということだったんですけれども、それ以前ももちろん、ずっと末吉地区に関してはかなりやっていますんで、それに関してはご指摘のとおり、ある程度その工事によって解決されているのかなというふうな判断です。ちょっと把握していた工事が誤りがありました。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） その工事等にも関連しての話なんですけれども、都道や町道の道路改修と水道管の交換作業というものを合わせることで、双方のコスト削減が図れるんではないかと考えておりますし、八丈支庁との事業説明会等でも要望事項として上げさせてもらっておりますが、なかなかいい返事が支庁からはもらえていない。あくまでもこれは都の事業です、これは町の事業ですという、よく出てくる縦割りの話としてそこで終わってしまっているんですけども、八丈町としてはその当たりをどうお考えですかというのをお聞きしたいと思っています。

確かに都道は都道ですけれども、いわゆる内地の都道とは違って、八丈町にある都道というのは、基本的に八丈町の人しか使わないんですね。内地であれば23区どの区、例えば品川区の道であってもほかの区の人も使いますし、下手するとほかの県、都道府県の方も使えますし、当然そこで考え方は違うというのは分かるんですけども、あくまでも八丈町にある都道は八丈町の人しか使わないわけで、あるならば、八丈町の事業をまず前提に考えていただいて、その上で都のほうがサポートとしていろんな事業をやっていただくということが本来あるべき形かなと私は思っています。

あくまでも広域自治体は基礎自治体の補完的な役割が基本的なものであって、逆ではないと思っていますんで、そういった働きかけをする気があるのか、もしくはそのような必要はないお考えなのかを副町長、もしくは町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 町長、いかがですか。

副町長、どうぞ。

○副町長（山越 整君） 大変いいご意見だと思います。ありがとうございます。

実は、日頃からも、支庁の各課の管理職といろんなコミュニケーションを取っています。今回は今、水道の話でいただきましたけれども、別件でも同じような話って幾らもあるんです。その点は、今の支庁のいろんな管理職の方も、八丈町と歩調を合わせる、もしくはいろんな形で協力をしながらという、そういった認識は持っていらっしゃいます。

ただ、実際に現場でのスケジュール感がうまく調整がつかないとかというのがあるって、そのときに改めて私のほうからも、いろんな管理職の方にもう一回お願ひねというのは、常日頃からやっているところですので、もしもう少し強力にということであれば、それこそ年に1回の要望活動であったり、それからあと東京都のいろんな幹部の方も八丈によくいらっしゃいます。そのときの我々、町長を含めて私どものいろんなお話の中で、再度そういったお話をはしていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 要望活動に関して、私はたしか挙げたんですけども、要望項目から却下されたということもあるので、今申し上げている次第です。

あと、もう1件関連して、監査委員からの審査意見書の36ページのむすびの2で指摘されているとおり、水資源上下水道の在り方について、町の見解はどのようなものになっているか、また、提案されているアセスメントへの取組に対して、町は今後どうしていくかと。あまり急いでいないとか、いや、急いでやるべきだという、そういう方向性の考え方をお示しいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） これは。

公営企業管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） この三定で初めての発言でございます。

町として今町長からもお話があったように、とにかく東京都と全てに関して、先ほど1番議員がおっしゃったように、ここはもう離島という特定の地域といいますか、あるんで、そういうことも含めて、東京都のほうにもご理解を進めていくようにお願いをしていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） すみません、質問とちょっとずれていたから、それは1個前の質問に対するご回答です。なので、私が最後にした質問は、多分町長か副町長がお答えになる質問かなと思います。

要は、アセスメント等をやるべきか否かというのは、いわゆる水道事業会計だけのある意味問題ではなくて、当然やるとしたらそれなりのコストもかかるんで、一般会計からのさらなる負担も含めて考えるべきことかと思いますんで、その辺はやはり町長か副町長にお答えいただかないといけないかなと思います。

○議長（山本忠志君） いいですか、町長。

町長。

○町長（山下奉也君） 大事なことですので、内部で十分検討させていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入れます。

本案の原案可決、認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第59号 令和6年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、原案どおり可決、認定いたします。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、議案第60号 令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定についてを上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号が27番をお願いいたします。

議案第60号 令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第24条2項の規定による欠損の処理について、議会の議決を求めます。また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

運-1ページをお願いいたします。

令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。

第1款自動車運送事業収益、決算額総額で1億7,217万8,127円となりました。  
支出。

第1款自動車運送事業費用、決算額総額で1億7,484万7,467円となりました。

水道事業会計同様ですけれども、備考欄記載の仮受消費税、仮払消費税を含んだ金額となっております。また、支出、第2項営業外費用、備考欄記載の国への納付消費税も含んだ金額となっております。

では、次のページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

収入はございません。

支出です。

第1款資本的支出、決算額総額で399万2,000円。

下段の説明です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページをお願いいたします。

令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業損益計算書です。

ここからは、消費税抜きの決算額で、先ほどと決算が異なりますので、ご注意お願いいたします。

運送収益からなる、いわゆる本業の収益である営業収益を、運転費、車両修繕費、減価償却費といった、言わば本業にかかる費用である営業費用との比較で得られる、いわゆる本業の儲け、営業利益、今回は赤字ですので、営業損失となりますが、8,194万6,916円となりました。

補助金などからなる営業外収益と支払利息などからなる営業外費用を加えまして、経常損失は316万8,258円となりました。特別利益を加算しまして、当年度純損失266万9,340円、そのまま当年度の処理欠損となっております。

次のページをお願いいたします。

下段です。令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業欠損金処理計算書案ですけれども、減債積立金の残額が45万3,798円となっておりまして、目的外使用ではありますが、全額を取り崩し、未処理欠損金と相殺処理を行い、残りの221万5,542円は繰越し欠損金として翌年度へ繰り越したいと思います。

次に、データ番号30、決算書と一緒にこれ、しています、令和6年度企業会計決算資料の

ほうをお願いいたします。

2ページ目、一般旅客自動車運送事業会計収支に関する調のほうをお願いいたします。

前年度の決算額の比較となっております。収益的収入のうち、特に大幅減少となっているのは他会計補助金ですけれども、前年度は旧事務所の解体工事に多額の費用がかかり、大幅な赤字になることが予想されたため、前年度一般会計補助金を増額しておりましたが、今年度は解体工事、ありませんでしたので、補助金は減額となりました。

収益的支出のうち、増加で目立つものとしては、人件費がありますけれども、給料表の改定及び時間外勤務手当の増加などにより、増加となっております。また、特別損失は先ほどお伝えしたとおり、前年度旧事務所の解体工事があったのが今年度はなかったということで、大幅減少となっております。これらにより、営業損益、経常損益は大幅悪化、当年度純損益は悪化となっております。

次に、資本的収入及び支出です。今年度は資本的支出のみです。企業債償還金が399万2,000円で、年度末未償還残高は7,412万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を述べてください。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問はございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） 決算認定の14ページになります。こちらの経営指標に関する事項の中で、乗合、貸切ともに営業収支比率が双方とも悪化していると。乗合のほうは一旦、5年度に若干改善していますけれども、6年度に悪化しているという状況で、貸切に関しては、連続して悪化しているという状況にあります。

乗合につきましては、地域公共交通計画等を進めている状況ということですので、また、都の事業でも実証実験等、いろいろやっていることを踏まえて、今後いろいろなことをお考えになるだろうということで、こちらのほうを進めていただきたいんですけども、貸切については、こちらも審査意見書の中で、むすびの3でも指摘されていますけれども、老朽化したバス、これ、数字を見ると、車両の減価償却率が87.2%ということで、相当老朽化が進んでいるのがデータからも読み取れる状況ですので、そちらの老朽化したバスの買換え、ま

た営業収支比率の連続悪化も踏まえた対応をするべきと考えますけれども、この点について、町としてはどうお考えかを教えてください。

○議長（山本忠志君） 主幹、よろしいですか。お願いします。

企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） まず、バスの買換えのことなんですけれども、ご指摘のとおり、車両自体はかなり老朽化はしているところもございます。ただ、実際言うと、耐用年数自体は5年で計算をすることに、車両の耐用年数は5年で計算することになっておりまして、実際は新車から5年で廃車をするということは考えにくいので、その減価償却率がそのまま老朽化の感覚とは実際は合致しない部分があるというところはご了解いただいた上で、実際、確かに更新とかを考えていかないといけない状況にあるバスもあるというところではあるんですけれども、それと併せて同様に、運転士確保というところもつながってくるんですけれども、もちろん運転士がいなければ、バス、たくさん買ったところで走りませんので、ただ、なかなか運転士というのは、なかなか令和6年度も新規採用で採用した方もいらっしゃるんですけども、すぐ退職された方もいらっしゃいますし、なかなかそれを、バスを購入したからそれで改善するかとか、そういうことにもなかなかつながっていかない部分もあるというところで、実際言うと、すごい購入はしたいところではあるんですけども、そこになかなか手を出し切れていないというところにはなるかなと思います。

また、経営に関しては、実際の収益に関しては、それほど大きな増減というよりも、今回経営が悪くなっているというのは、人件費だとか、その費用、皆さんご存じのとおり、物価高騰というところによって経営が悪くなっているというところになります。

だからといって、このまま物価高騰に対応するには、これは完全にもう値上げぐらいしか実際は考えられる、もちろん利用者を増やすというのもあるかと思うんですけども、そういったことしかありませんので、ただ、値上げをすることによって、お客様の客離れですか、そういうことも考えられますんで、八丈の場合はそれを、ライバルは八丈の中ではなくて、日本全国の観光地というふうになりますので、その中でどれだけ値上げをして理解を得られるか。逆に経営のことを考えて、もうどんどん値上げをしていたら客離れになってしまいますんで、すぐにどうこうするというところに関しては、なかなか難しいのかなというふうなところには、厳しい状況というところだけはちょっと把握はしているんですけども、ただ、ここからどうにかするというのは、なかなかちょっと難しいというところになっちゃうかなと思います。まず、現状としてはそんなところです。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

どうぞ、1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

老朽化に関しては、減価償却が5年ということで、確かにおっしゃるとおり、そのままの数字で見ると、実態と合わないというのは分かりました。

一方で、営業収支悪化に関しては、当然おっしゃるとおり、観光への寄与を含めて、これはいわゆるバス料金だけではなくて、それ以外にもツアーリンクに対しても補助を出してしたりとか、いろいろなところで八丈町としてコストをかけていると。それに対して、実際の波及効果、ほかの分野への例えば八丈町で観光関係で事業を行っている方への波及効果、その結果生まれる法人事業税とか、そういった部分で返ってくる部分もあるのは十分承知しているんですけども、そはさりながら、やはり何らかの対応、それは別にバス事業だけで行うべきとも思いませんけれども、バス料金の部分、それからツアーリンク等に出している補助金の部分、それをそれぞれやはり町全体として、企業会計としてだけではなくて、町全体の観光施策として、コストがどれぐらいかかっていて、波及効果がどれぐらい見込まれているのか、具体的に数字を出すのは、実際には口で言うのは簡単でも、実際の作業は相当難しいのが分かっていますけれども、そういった視点も踏まえて、お金のアロケーション、配分というものは再度見直す必要かと思いますんで、その当たりはぜひともきちんと再度、企画財政なり、副町長、町長なりのほうで深く考えていただきたい、それに対して対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員おっしゃるとおり、交通問題、地域の交通問題として捉えて、決してバスだけの問題として我々捉えていませんで、基本構想にもあります協創して町づくりをするという観点から、今現在プロジェクトチームが、公共交通に関する、どうやって解決していくかというものをしっかりと検討しているところです。

予定としましては、今年度、公共交通計画をぜひ策定したいなと考えています。イメージ的には、やはりいろんな課題が今プロジェクトチームで揉んでいる中で出てきております。離島という特性上、内地の電車と一緒に合わせるということが、なかなか飛行機が遅れたりとかすると、やっぱりうちのバス定時運行だと、なかなかそこで差が生まれてしまうといったところだったり、今東京都で実証やっていますデマンド交通のメリット、逆に言うと、デメリットをしっかりとそこは我々検討しまして、どういった交通が一番八丈島

に合うのかというところをしっかりと検討して、公共交通計画策定していきたいと思います。

また、これ、パブリックコメントをしたいと思いますので、そこでぜひ皆さんに意見いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

先ほどの営業収支比率を見ると、貸切のほうはまだ6割以上なので、まだいいんすけれども、乗合に関しては2割、非常に低い、ほとんど費用を賄えていない、収入で賄えていない状況というのは、やはりかなり問題がある状況だと思いますんで、この点も踏まえた上で、おっしゃったような計画を早急に、今年度中に進めていただけるということなので、それのほうを引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

バス関係です。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結します。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決します。

本案の原案可決、認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第60号 令和6年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計欠損の処理及び決算認定については、原案どおり可決、認定いたしました。

ここで休憩に入ります。

2時35分になりましたら再開します。

それまで休憩します。

（午後 2時21分）

---

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時35分)

---

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 先ほどに続きまして、日程第19、認定第5号 令和6年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

説明、病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） データ番号28をご覧ください。

認定第5号 令和6年度八丈町病院事業会計決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

そのままスライドしていただきて、病-1のページをご覧ください。

令和6年度八丈病院事業会計決算報告書。

決算額の収益的収入の決算額は15億4,941万9,780円となっております。内訳としましては、第1項医業収益6億8,102万3,204円となりまして、令和5年度と比較しまして約1億円ほどの減収となっております。

第2項医業外収入につきましては、8億6,839万6,576円となりまして、こちらの主な内訳は、他会計の負担金及び補助金並びに長期前受金戻入となっております。

下段の表で、収益的支出の決算額につきましては、15億2,777万7,942円となり、前年度比で約6,000万円程度の増加となりました。内訳としましては、第1項医業費用15億1,318万328円。こちらは主に給与費や診療に使用する材料費、施設維持管理などの経費、減価償却費が主なものとなっております。

第2項医業外費用1,454万5,402円。こちらが企業債の利息や消費税納付額が主なものとなっています。

ページスライドしていただきて、次のページ、病-2ページをお願いします。

資本的収入及び支出の表ですが、まず資本的収入の決算額は2億5,475万5,000円となりまして、内訳といたしまして、第1項企業債9,580万円、第2項一般会計繰入金1億249万1,000円、第3項都補助金5,646万4,000円となっております。

続きまして、下段、支出、資本的支出、決算額は2億7,441万9,253円となっておりまして、

内訳は、第1項建設改良費5,945万9,027円となっておりまして、エアコンの更新工事費用や医療機器の更新費用となっております。第2項企業債の償還金でありまして、2億1,496万226円となります。

下段の説明ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,546万4,253円は、過年度分損益留保勘定留保資金1億96万4,253円で補填いたしました。なお、不足する1,450万円は令和6年度同意済企業債未借入分で翌年度に措置するものといたしました。

続きまして、またページスライドしていただいて、次のページ、病ー3ページをお願いいたします。

こちら、令和6年度八丈町病院事業損益計算書。損益計算書につきましては、1段目の医業収益、3列目ですかね、医業外収益の収益を合計した収益額は15億4,759万2,766円となりまして、費用の合計ですね。医業費用、医業外費用、特別損失を合計した費用は15億2,595万938円となりまして、これらを差し引きますと2,164万1,838円の当年度純利益といった形になっております。

最後の下段ですが、前年度繰越欠損金と合わせまして、6年度末未処理欠損金は、一番下段の金額です。9,086万9,821円となっております。

また、ページスライドしていただいて、次のページ、病ー4ページをお願いします。

この病ー4ページの下の表、欠損金処理計算書（案）となっておりますが、先ほど損益計算書、前ページの部分で申し上げました6年度末未処理欠損金9,086万9,821円を未処理のまま繰越しいたします。

続きまして、資料を変えていただいて、資料のデータ番号が30番、大丈夫ですか。30番のページスライドしていただいて、（3）ページ、データ番号30の（3）ページ、令和6年度病院事業会計収支に関する調の資料になります。ご覧ください。

収益的収入及び支出に関して、金額が大きいものを中心にご説明したいと思います。

まずは、収益的収入、一番上の表をご覧ください。

記載がありますが、入院収益につきましては、入院患者数の大幅な減少により5,200万円程度、また外来収益に関しましては、患者1人当たりの単価が減少したことで、外来収益が4,200万円程度、それぞれ減少しています。

今ご説明した入院患者数の減につきましては、こちらもいろいろと分析はしているところなんですが、医師が入院が必要と判断する患者自体の減少が要因と今のところ考えられております。

今後の対策としまして、現在、白内障手術などの術前術後入院や病状管理を目的としたコントロール入院などを現在検討しておりますが、大幅な利用率の改善というのは、現在難しい状況となっております。

続きまして、外来患者の単価減少につきましては、診療報酬改定による管理料改定の影響、また検査自体の件数がかなり減少しております、これらが要因となっております。

今申し上げました診療報酬改定への対応については、今年度よりスタッフを増員して対応というのを始めていますが、現場の負担も大きく、思うように進んでおりません。検査数の減少につきましては、当院は内科の医師が数か月交代で派遣されていることもあります、病院としての検査における考え方の整理が難しいものとなっておりますが、今年度より院長を中心としまして、検査の内容を整理しまして、対策を始めております。

続きまして、他会計補助金につきましては、これら、今お話しした医療損益に関して悪化しているため、一般会計からの補助金が、5年度比でこちらに増減額載っておりますが、約2億3,000万円程度増加しております。

次に、中段の表の収益的支出の表をご覧ください。

給与費が5年度比で4,400万円程度増加しています。職員の欠員が徐々に解消され、前年比で職員数が増加したことなどが主な要因と考えられます。前段の収益の部分でご説明したように、患者数の減少があったため、材料費、診療に使う材料費につきましては2,000万円程度の減少となっております。しかしながら、経費につきましては、全体で3,700万円程度増加しています。特に、建物の老朽化に伴う修繕を中心とした修繕費につきましては、2,600万円以上増加となっております。

次に、ページをどんどんスライドしていただいて、(7)ページ、こちらは6年度末時点の職員配置状況になります。

中段辺りが病院事業になりまして、これ、病院の職員状況になるんですが、看護師につきましては、看護師、准看護師、助産師を合わせて合計で29名という定数で現在管理をしています。昨年の末時点では、これを足しますと28なので、1名欠員ということになりますが、八丈病院では近年、派遣看護師というのを積極的に活用しております、昨年度は1名だったんですが、こちらの人間についてはこの表の定数には入っておりません。

正職員採用と違いまして、これは今後続していくのかどうかとなると、なかなか難しいんですが、確保につきまして、かなり派遣看護師を早くできるということもあり、ただし、この派遣につきましては、病院側での住居の確保というのが要件となっているので、病院では

職員寮の一部を派遣看護師用に整備しまして、派遣職員の住居として現在対応しております。

続きまして、ページ、また下にスライドしていただきて、（10）ページ、お願いいいたします。

未収金の状況ですが、6年度末の未収額は1億2,099万7,023円となっています。不納欠損については、昨年度の実施はありませんでした。

病院事業につきましては、経営状況としましては、かなり厳しい状況というのが続いています。そのような中で、昨年度末ぐらいに実施したんですが、住民向けの八丈病院の在り方に関するアンケートの中では、八丈病院に望むサービスとして、もう半数以上の方々が外来診療科の充実というのを挙げています。

住民の方々に必要とされる医療サービスをできる限り提供することが使命であり、先ほど町長からもお話ありましたが、採算が合わない臨時診療などの医療サービスを多く提供している中で、町の財政的な支援を頼った経営となっておりますが、今後、医療DXによる様々な効率化を図りつつ、また、町の財政状況も加味しながら、地域医療の維持に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

これから質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べて発言をお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 今、病院の経営実態を伺うと、もうどこを見ても厳しいというのはよく分かるんですけども、まず、改善点として、いろいろ考えていらっしゃると思うんですけども、検査が少ないと、それから修繕費が上がったりとか、外来単価が低い、入院数が少ない。こういうのをどういうふうに改善したらいいのか。

まず、今年に限って2億ぐらい補助金というのが上がっていますよね。7億の赤字という感じで、それはちょっとショックな額なんですけれども、入院のその50%を超えていない、44%ですよね。それもちょっとびっくりするんですけども、これに対する改善点を考えていらっしゃるかどうか。

○議長（山本忠志君） それでは、事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 先ほど説明の中でも申し上げたんですが、今あまりやっていないような手術の術前術後入院ですとか、あとは院長が今推進したいと思っているものとしては、病状のコントロール入院といったものを導入しようという考えはあります。

また、コロナ禍のときは、なかなか今5類になって、だんだん規制も緩くはなってきているんですが、老人施設などでコロナが発生した場合に、感染拡大防止目的の、軽症でもコロナの患者さんを入院させたといった状況もありました。

そういう状況から、現在低くなっていますが、現在この八丈病院のほうでは今年度、経営強化プランのほうで目標としているのが、病床利用率約58%ぐらいなんですけれども、目標としましては60%ということで4月からやってきてはいたんですが、結局昨年並みに今年度もなっているので、今申し上げた対策以外にも、毎月経営会議というのを開催しまして、何か入院患者数が増えるような方策はないかなというのを検討しているところではあります。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 今おっしゃったコントロール入院というのは、具体的に教えていただけますか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 八丈病院、島の中に1つしか病院がないので、基本的に今まで医師がこの方は病状的に入院しないと危ないまでじゃないんですけども、そういうハドルをある程度高く設定して、病床管理していた部分があるんですが、こういった病床に空きがある状態のときに、外来なので、今すぐ入院しなくとも命に別状がないようなレベルであったとしても、入院することでその患者様にとってもよりよくなるだろうな、病状をコントロールして今後のこの方の治療によりよくつなげていけるだろうなという事例などに関しても、外来から入院につなげていこうといった考え方になります。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） そうしたら、それには医師の判断が必要ですよね。その医師の合意というか、連携というか、そういうことで話合いで入院患者を少しでも上げて、患者さんの健康状態を早くよりよくするというために入院を勧めるという、その話し合いというのはでき正在のかどうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） これは内科医師に限ったことになるんですが、毎週内科力

ンファレンスというのを約2時間ぐらい開催していまして、その中で、中心となっている内容は、現在入院している患者さんがどうだ、どうなっているということの情報共有になっているんですが、こういった経営会議に、今の現院長も積極的に参加するようになり、今のコントロール入院を導入したらどうかなという話も実際院長から出た話で、院長が内科医師も兼任しているので、このカンファレンスの中で内科医師の先生方は、先ほども申し上げたように、数か月単位で変わってしまうんですけども、その中で、病院の考え方として、今後周知していくといった形になっています。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） あともう一つ、入院患者さんが少ないとこは、やっぱり八丈の病院の中で手術ができない状態ですよね、今。手術をすれば、その後当然入院になるわけで、そういう方向性というのは無理なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） これはどういった手術をするのかというあれになるんすけれども、手術するとなるとそれなりの、それに使う医療機器の整備だったりも必要になりますし、現状、なので、それこそ20年前やっていたような手術も救急ヘリで搬送しているといった実態があります。

ただ、産婦人科の話でもそうなんですけれども、医療のスタンダードみたいのがいろいろと変わってきていて、手術となると、かなり今の例えればベテランの先生とかになると、例えば自身で麻酔をかける先生って結構ベテランになると思うんですけどもね、ただ、今から病院に来るような、八丈病院に派遣されてくるような先生の考え方となると、やっぱり都内の考え方を準じたものになり、例えば麻酔科医というのをもう別でいて、麻酔科医が麻酔をかけて、もちろん当院も麻酔機器はあるんですけどもね、そういう人の確保というのはなかなか手術する上では難しくなってくるので、現状の形になっているといった形ですね。

なので、手術となると、やはり白内障手術と今、あとは緊急の帝王切開といった形しかほぼやっていないですね。

○議長（山本忠志君） よろしくですか。

（奥山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにいかがですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 大変ご説明ありがとうございます。

ご説明の中で、検査に対する医師の考え方方が変わったとおっしゃったんですけれども、それはどのようなことでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） ごめんなさい、ちょっと私の説明の仕方が悪かったかもしれません。医師の考え方方が変わったというよりかは、例えばうちの病院の内科の先生は3か月だったり、4か月単位でローテーションで派遣されてくるんですけれども、例えば日本医科大学から派遣されてくる場合は、じゃ、今回はこの医局から研修医を、例えば血液内科から派遣しようとか、そういった医局単位で回しているので、実際は専門ってかなり流動的に変わっているんですね。

なので、そのとき派遣されてきた診療科の考え方の特性によってしまう場合が結構あるんです。なので、ただそれでよしと、今まであまり院長のほうも余裕がなくて、なかなか派遣されてくる内科の3か月だったり、派遣されてくる内科の先生の指導をきめ細やかにすることはなかなか難しかったんですけども、こういった経営状況の話もあるので、実際にこの検査数が減っているというのも数値的に出ているので、病院として、例えばこういう病状の患者さんが来たら、もうこの検査を一式コンセプトでやりましょうみたいな考え方を、先ほどご説明した内科カンファレンスなどで浸透させて、病院としての考え方を派遣の先生たちに理解していただいて、きめ細やかな検査をすることで、その患者様の健康にもつながり、病院の収益にもつながりという方向性を目指しているというような形です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 要するに、今の医療というのが、専門分野というか、特化しているというところもあるし、それぞれの医局さんの向こうから来る先生の考え方方が違うので、八丈町の病院としての共通した対策というか、検査をしていこうという、そのルールづくりというのは変だけれども、八丈ルールみたいな病院の方向をつくるというところですね。

それで、例えば向こうから来る医局の先生の中で、それぞれの診療科、何科、何科とあると思うんですけども、総合診療科みたいな全般を見られる先生が来るようなことは今のところは想定しづらいですかね。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 想定しづらいですね。やはりもう完全に今、派遣先のほうではルーチン化されていて、総合診療科から派遣されたことは、今まで私がいる中で、20年

近く、10年ほどいますが、ありません。

なので、例えば日本医科大学だったら日本医科大学の中で、医局のルーチンがもう決まっていて、なかなか何か聞く話によると、その医局の中でくじ引をして行くみたいでそれども、といった話もあるぐらいなんで、なので、その中で実際に希望されて来る方もいるんですけども、やはりその医局としては、なかなか出す人を苦慮している部分もあるんです。

その中で今、なかなかこちらの病院から、総合診療科も出してよという要望まではちょっと難しいような状況にもなっています。

(岩崎議員「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長（山本忠志君）ほかに。

3番。

○3番（奥山幸子君）関連なんですけれども、先ほど事務長補佐がおっしゃった臨時診療、臨時診療が病院経営の結構負担になっているという話ですけれども、この臨時診療科は12科ぐらいあるんですよね。それは、患者さんの数と、その費用対効果を考えると、ちょっと減らせるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君）事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君）実際に経営会議というものを3年ほど前ですかね、やり始めてから、それぞれの診療科ごとの費用対効果を出しているんです。その中で、やはり赤字のものが多くて、やればやるほど赤字になるような科が多いんです。そのような中で、やればやるほど赤字になるような科に関しては、例えば耳鼻科なんかが近年そうですが、診療日数を減らしたりですとかという取組はしています。

これは今後なんですけれども、先ほどちょっと私のお話の中でも医療DXという話をしたんですけども、例えばこれは病院だけの話ではないんですが、オンライン診療のようなことを考えていけば、現在その渡航費用なんかも八丈町が負担しているので、そういった部分は、DXを活用して今後、病院だけじゃなくて、町のいろいろな機関と連携して考えていくべきなというふうに今現在考えています。

○3番（奥山幸子君）いいですか、もう一つ。

○議長（山本忠志君）3番。

○3番（奥山幸子君）今、全体のことを聞いたんですけども、管理者、今までの話を聞いて、特にここに力を入れたいというようなことがあったら教えてください。

○議長（山本忠志君）公営企業管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） 今、事務長補佐のほうからもお話ありましたが、令和3年度から経営会議というのをやりまして、私と企業課主幹、それと病院の院長をはじめ、事務長補佐含めて、各科の長の方々、その中でやっぱりまずスタート時点では、まずは医療スタッフの確保とか、そういういた職場環境や待遇の検討とか、病床利用率を上げるとか、そういう部分を含めて検討しておりますが、そうした中でも、やっぱり収益、赤字をどれだけ減らすかということでいきますと、先ほどから出ております臨時診療、確かに12やっていますね。

広げ過ぎたと言ってはおかしいんですが、やっぱりできるだけ住民の方々のためにやっていこうということで、12まで現在増えておりますが、その中には、やはり院長先生もよくおっしゃるんですけども、ここは離島なので、都内の病院のように、ちょっとここ、その病気はうちは専門外だから、あちらの病院に行ってくださいということが言えないと。やはり島の住民の方々にとっての唯一の病院というところを強く意識されていますので、そういう考えの中でも、さっき事務長補佐が話したように、その赤字の部分というところは、やはりそのままにはしておけないという現状はございます。

なので、そういう場合には、やはりDXとか、といったオンラインとかを利用して、できるだけ住民の方々にご不便をおかけしないように医療体制を取っていこうということで、今も話をしていると、話しを行っているというところなので、今後これから縮小均衡といいますか、経済、人口も減っていくんで、そうした部分では、先ほども総合診療の先生の話も出ましたけれども、そういうたらもろもろのことを含め検討していきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） いいですか。

ほかに。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、先ほどコントロール入院ということがあったんですけども、やはり例えば糖尿病の方とか、例えば1人で住んでいて、コントロールが難しくて、1日にこれだけのカロリーですよと言われても、なかなかそれに到達できなければ、例えばそのコントロール入院というんですか、2週間ぐらい病院に入院していただいて、こういう食べ物で1日のカロリーはこれぐらいになるんですよというのを自分の体で覚えてもらうなりというのもコントロール入院になるんでしょうかねと思ったんですけども、どうですか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 一応先ほどコントロール入院と申し上げて、うちの当院の

院長のコントロール入院の考え方みたいなお話をしていたんですけども、おっしゃるとおり、血糖値を安定させることを目的にすることという、コントロール入院というのにはあります。

ただ、それ 자체を当院ではそれに絞ってというか、そのケースが今、コントロール入院でできるよというふうに今お答えすることは、ちょっとやはり医師の判断ということになってくるでできないんですが、そういうものを含めて、ちょっと入院のハードルを下げるじゃないですけれども、病院の収益にとっても、患者様にとってもいいような形を、今ちょっと模索しているといった形になります。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） すみません、もう一つ教えてください。

やはり病院というのは、島民の人のどこか、ほかの企業会計と違って、病気にならないと儲からないという言い方は変なんですけれども、そういう部分があると思うんですね。やっぱり入院して幾らとか、診療して幾らとか。

先ほどのコントロールの話もありましたけれども、やはりその健康を目指した、健康になるための地域の医療体制というか、何かそういうことが保険の対象になるのかどうか分からぬんですけれども、そういう考え方というのは、私、素人なんでよく分からないんですけども、あるかどうか教えてください。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 先ほどは収益の中で管理料の話をして、外来の単価が下がっているという話をしていたんですけども、今まで取れなかつたんですよ。それ、取れなくなつた。その同じような点数を取るためには、具体的に申し上げますと、療養計画書みたいの、糖尿病の患者さんとかに対してつくらないといけなくなつて、恐らく議員がおっしゃつたように、健康になるために糖尿病の患者さんとか、それに近いような患者さんに、ただ単に点数を取るんではなくて、そういう予防的な面とか、健康増進、自分自身で、先ほど5番議員からもお話をあったように、自分自身で血糖値をコントロールできるようになるためとか、そういう目的が恐らく国にあり、それに基づいた診療報酬改定があり、なので、そういう患者様に対して、療養、こういうふうにふだん生活してくださいねみたいな療養計画書を渡すことで点数が取れるといった改定があつたんです。

なので、八丈病院のほうは、それにちょっとなかなかスタッフ的にすぐ対応できなかつたので、その分かなり外来単価が下がっているんですけども、おっしゃるように、そういうものにも対応していかなきゃいけないというので、予防医療に近いですよね。そういうた

部分に関しても、八丈病院としても力を入れたいという思いはあります。

昨年、前年ですか、経営強化プランって八丈町のホームページ上で公開しているんですが、その中でも八丈町というのは、栄養代謝というか、糖尿病の患者さんの割合が多いというふうな統計が出ています、病名的に。

なので、そういう面からも、これは病院だけではなくて、町の福祉健康課とかにもなるんですけども、そういう予防といった面に関しては、やっていきたいという面がありまして、実際に病院の中の組織、委員会なんですけれども、町民健康会議というのを一時期つくっていました、その中で、町の健康教室の中に出張して、そういう普及活動みたいのをやっていたんですが、なかなか休日出勤に全てなってしまったりとか、職員の負担も多く、人員数も少なかった時期だったんで、一旦それは休止としていますが、またそういう活動も人員数が今充足しつつあるので、検討していきたいと考えています。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 健康になるための医療行為というか、すごく大事だと思うんですが、これもちょっと素人考えなんですけれども、ゆとりがあって、病床が空いていて、医療ツーリズムというのがよくあるじゃないですか。例えば今月はこのぐらい島外から来て、八丈島で健康になりましょうみたいな、そういうこととか、あるいは今でもオーケーだと思うんですけれども、向こうから観光に来て、透析が必要な人は受け入れていたり、もちろん予約制だと思いますけれども、そういうのをできないかなというのは、これも本当ごめんなさい、素人考えなんですけれども、いかがなんでしょうね。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 一応今おっしゃられたとおり、医療ツーリズムというのが、ごめんなさい、私の見解というかにはなってしまうんですが、やはりこれ、海外から日本にというイメージで、医療費がやっぱり高額な国ってあると思うんですけれども、そういう国や高度医療が受けられない国の方々が、日本のような医療水準の高い国に来るといったものを私のほうではちょっと想定して、恐らくそういうものが多いんじゃないかなと思うんですけれども、なので、八丈町に医療ツーリズムして、それ今言ったような目的とはちょっと離れてしまうかなという面もあるので、現時点ではそういうものを考えたことはないですね。

もちろん、例えば八丈島に旅行に行きたいけれども、透析しているといった患者さん、議会の中で何度かは話題にはなっていると思いますが、そういう旅行客様には対応していて、

そういう内容も、昨年度ホームページを一新したんですが、そのホームページにも記載はしているので、そういうものの受け入れについてはやっていますが、医療ツーリズムとなると、ちょっと現時点では八丈病院のほうで検討していることとはちょっと違うかなといった形ですね。

○議長（山本忠志君）ほかに。

1番。

○1番（真田幸久君）決算認定の16ページの、まず、概況に関連するところで、今お話をあつた経営改革の資料が町のホームページにありますし、それに加えて、経営指標に関する数値目標と医療機能等に関わる数値目標、それからもう一つ、目標達成に向けた具体的な取組の確認、令和6年というのが今ホームページに載つかっています。

その中で、先日チェックしたところ、令和6年度の数字というのが、下期が見込みになつていて、確定の数値に更新されておりません。やはりこういう決算の審査に当たっては、この確定値を、事前に議員に対して参考資料として開示していただければと思います。

一部は、今回の認定のほうのデータのほうからも拾えますけれども、半分以上がそこからは拾えない数字も、この数値目標や、医療機能並びに継承に関する数値目標になっていますので、これをぜひとも事前にお示しいただくことで、議員としてもより充実した質疑ができると思いますんで、ここで求めてもいきなり数字をプレゼンというのは無理だと思うので、これは後ほどでもいいんで、議員に対して配付をしていただきたいのと、あとは、今申し上げた16ページの概況のアですね。患者数において、地域包括ケア病床は再開の目途が立っていないとの記述があります。それに当たって、先ほど申し上げた取組の確認というところでも、①で地域包括ケア病床の再開、あと関係するところで、訪問診療、訪問看護の廃止ということに関する取組の確認の内容がございます。

これは恐らくある意味つながっている話なので今申し上げていますけれども、この点を考えるに当たって、需要と供給側の必要基準の項目に基づき、めどが立たない説明をまずお願ひしたいと思います。

つまり、恐らく必要な看護師数の、例の13対1より、さらに絞り込まれたもっと1人当たりの人数を減らさなきやいけないという基準があるんで、当然今の定員よりももっと増やさなきやいけないということになると思いますので、それだけだと費用だけが増える形で、さらに病院の経営を圧迫することになりますけれども、一方で、地域包括ケア病床を必要とする人たちがどれだけいるのかという、まずそういう調査といいますか、そういうことはきち

んとされているんでしょうか。その上で、再開の目途が立たないとおっしゃっているのかというのを、いわゆる供給側の論理だけではなくて、需要側も見た上でこういった結論というか、やっているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 目途が立たないということなんですけれども、これはほぼほぼやはりこの決算書を作成した時点の人員的な問題でこのように書いてあるんですが、今年度現時点で、看護師に関してはほぼ充足の見込みとなっておりまして、実際にこの9月に地域包括病床の要件となる訪問看護の検討委員会というのを院内でつくりました。

なので、そこの中で看護師と事務職員と何人かいるんですが、まずは現時点で、これからちょうど来週最初の委員会があるんですが、なかなか最初から訪問看護ステーションを正式に開設するというのは難しいので、実際に今、病床もかなり空いている状況もあるので、訪問看護に余力を割けるという部分もあるので、まずはそのみなし訪問看護ってあるんですが、それをやってみて、院内の影響を加味しながら、段階的に訪問看護ステーションの開設へ向かっていきたいというような状況になっております。これは今年度の経営会議の中で、そういった方向性になりました。

先ほどご質問の中にありました、地域包括に対する需要がどの程度あるのかというのは、過去の実績値しかうちのほうでは把握していないので、先ほど申し上げた八丈病院に求めるこのアンケートというのを昨年やったんですが、その中で、先ほども申し上げた外来診療科の充実というのが一番多かったんですけれども、3番目に多かった、25%ぐらいはやはり訪問看護とか、そういう部分への要望の意見もあったんですね。

そういう兼ね合いもあるので、今後アンケートか何かで、ちょっと手段はまだ検討中ですが、そういう病院が行うサービスについての需要というのは把握していきたいと考えております。

先ほど健康課のほうのご質問でもありましたが、訪問看護への需要はどの程度あるのかというようなデータも町の中で共有してもらえば、そういうものを参考にして、今後検討していきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

要は、この取組の確認の中で検討はしているけれども、進んでいないという表現ばかりが載っているので、今質問をさせていただいているんですけども、先ほどおっしゃるとおり、

福祉健康課と情報を共有していただいて、いわゆる特養との絡みが私は非常に大きいだろうと考えています。

だから、その部分を、特養をどうにかこ入れして、そちらを拡大することによってニーズを満たすのか、それとも病院のほうで、それに対応するほうを増やしていくのかといった、当然どちらがコストかかるかだとか、現実的な問題として、できるだけ短いスパンで対応するにはどちらをやったほうがいいとかということがあるので、それはもう、ほかの県もそうですけれども、病院だけの問題ではなくて、おっしゃったように町全体で福祉と医療の双方にとって、何が一番いいのかというのをきちんとやはり考えていただかないと、いつまでたっても解決にならないので、そこはぜひとも引き続き検討を進めていっていただきたいと思います。

もう一回確認しますけれども、今の看護師数で、先ほど言った13対1からさらに狭めた段階でも足りているという理解でいいんですか。それがちょっと疑問なんですけれども、今定数の数というのは、私は13対1という前提で満たしているという理解なんですけれども、その理解が間違っているということですか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 病床利用率をどのぐらいで想定するかによるんですが、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、今かなり病床利用率が長らく低下しているので、そういった兼ね合いもあり、最初、これ目途が立たないと書いている頃の看護師があまり充足していない頃は、地域包括の関連もあったので、訪問看護ステーションを開設したいという意向が院長なりあったんですが、やはりその看護師からの負担の部分で、ちょっと今、人員不足になって病棟に支障が出るということで進まなかつたんですが、実際今回は看護科側からも、少しづつ前に進んでいたらどうかというような意見をいただいたて、そういった意見を経営会議の中で反映して、じゃ、こういったステップで今やっていこうねというふうに進んでいる状況になっています。

なので、今後病床規模とかをどうしていくかという検討もかなりまだちょっと早い話しながらですが、していかなきゃいけないんですが、まずその現状、急にやはり訪問看護ステーションを開設してしまうと、急に何か状況が変わった場合に対応できなくなるということもあるので、少しづつ始めてみて、看護科のほうでもやってみた上で、じゃ、どれぐらい人数が必要なんだというのを出しながらやっていこうということなんですけれども、ちょっと話がそれてしまうんですが、昨年度末ぐらいから、今までやっていなかった新人看護師の採用と

いうのをやっています。これはなかなかちょっと試験的にはなるんですが、当時の看護師長がやってみようということで始めたんですね。

これは東京島嶼のどこの医療機関、島々で新人看護師の採用というのはやっていないはずです。というのは、こういった看護師就職フェアというのは私も何度か行ったことはあるんですが、もう完全にお断り。その要件に書いていない場合もありますが、やはり3年から5年経験を積んでからうちの島来てくださいねというのが、八丈病院を含め、みんなの総意だったんですが、そういうなかなか人員確保に苦しんでいた時期もあったので、新人を入れて、新人教育係というのを、一時的に看護師さんの負担は増えるんですが、数名係をつくり、今教育をしているという部分もあり、これが実れば最終的に人員確保面でも人員的にも余裕ができるんですけども、今その訪問看護の部分も進めながら新人教育部門も進めているので、実際に13対1の人数に今の全員をかけば、ある程度余力はできるんですけども、いろいろな状況を加味しながら本当に余裕、今この人員数でやっていけるのかなというところを少しづつ検討しながら進んでいるといった状況です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 今おっしゃったのは、要は、地域包括病床の加算はあえて取りに行かないで、しばらくは過渡期として、同様の行為を行いながら、いわゆる需要と供給の関係も含めて、あと看護師さんの勤務環境も含めていける、今のままだと逆に負担だけが増えるんで、きちんと加算を取るような形で、地域包括ケア病床というものをきちんとつくっていくという方向に、町立病院としてはもうそういうふうに方向性としてはもう行っているというふうに理解してもよろしいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 方向性としてはおっしゃるとおりで、ただ、なかなかやり出してから、結局そのみなし訪問看護と実際に最終的に目指している訪問看護ステーションとでは、訪問看護ステーションとなると、いろんな届出も必要になるんですが、やはりその人員数が、看護師が、看護管理者が何名、看護師が何名とある。やっぱりそこを確保しなきゃならなくなり、そこに例えば病棟に配置されている人員を完全に割くということになるので、それをやっても本当に大丈夫なのかなというのをみなしで確認しながら、ゴールとしては訪問看護ステーションを特にやっていきながら、支障がなければそこを目指していきたいねというところなので、ご指摘、言われたとおりでほぼ間違ひありません。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君）それを過渡的にやるということは、やはり想定されるのは、おっしゃられてもいましたけれども、看護師さんの負担感が先行する可能性が非常に高いというのは、かなり本当に気をつけてやっていただかないと、せっかく定員をそろえたのに、お辞めになられると、元の木阿弥になりますし、ぜひともそこはきちんと、相当の気を遣いながら進めさせていただきたいと。

あくまでも収支も大事ですけれども、働く人がいなくなったら、もう元も子もないで、そこ本当に慎重に進めていただきたいのと、そういったことの進行度合いというのも、できるだけ、可能な限り、特段それが例えれば決算で関係ないとかであったとしても、報告事項的にもぜひとも今こういう状況にいますということで、議会のほうで報告するような機会をつくっていただければ、例えば議員が住民の方から聞かれたときにでも、それに対してこういう形で進めていますよとか、そういう情報というのはここでやってもいいですし、また一方で、住民向けに直接情報として今の取組というのをぜひとも積極的に開示していただきたいと思います。

引き続き大丈夫ですか、質問。大丈夫ですか。

○議長（山本忠志君）なるべく短くやってください。

○1番（真田幸久君）続いて、同じ決算認定のほうではなくて、目標達成に向けた具体的な取組の確認という、町のホームページに載っているほうに基づいて聞かせていただきます。これは決算認定のウの資本的収支において、抜本的な経営改善が必要と考えられるというところに絡めた質問になります。

その取組の確認のほうの8番のほうで、一般会計からの適正な繰入れと、現状の経営に沿ったものとする必要があるというものがあります。これで、現状の経営が適切かが判断できる材料がなければ、何をもって経営に沿ったものにするのかという判断が我々にはできませんので、その部分をどう捉えていらっしゃるのかをまず説明していただきたいのと、同様に、9番で外部アドバイザー等の活用という部分があって、病院経営に精通した専門家の意見も取り入れることを検討したいとありますけれども、例えばこれ、確かに専門家の意見を取り入れることは大事だと思いますけれども、例えば、これも以前に申入れをしたことがあります、経営会議と言われるものに、例えばオブザーバーとして議員を入れていただくと。当然、守秘義務があるので、絶対に聞いた内容を外部に漏らさないというようなことをきちんと手続を進めた上で行うことは当然なんですけれども、そういったある意味第三者としての目も普段から入れていくということも必要かと思いますけれども、その点については、以

前も聞きましたけれども、検討いたしますということだけで終わっているので、現状その点はどうなっているのかの2点をお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 1つ目の繰入金に関してなんですが、おっしゃるとおり、何をもって適正なのかというところなんですけれども、これ、先ほどの決算認定のときに、監査委員の方からもいろいろとお話をあったんですが、今結局、年度で経営していくて、ある程度これだけ足りなくなったらその分くださいみたいな形になってしまっているんですね。

なので、これは町の考え方になってくると思うんですけども、じゃ、この病院に対して、こういった議会の場で議論するのもそうなんですけれども、どれぐらい町としてお金を使う、それに対して、じゃ、そのお金、その規模であれば、例えば臨時診療科を縮小しようとか、そういう部分のすり合わせというのが現状あまりできていない状況なので、今後は、内部監査とか、そういうご指摘もあったので、もうちょっとそういう考え方の部分も話し合いながら、八丈町としてどういう規模が適正なのかというのを、町のほうの考え方と病院のほうの考え方で共有していければなと私どもは思っているんですが、2点目の経営会議に関しては、おっしゃるとおり、第三者の意見というのは必要だというのは私もそのとおりだと思っておりまして、これに関しましては、議員からもお話をありました外部アドバイザーというのが、今、毎年契約しておりますと、この経営会議の議事録をその外部アドバイザーにお送りして、病院経営の専門のアドバイザーにお送りして、そのアドバイザーがそれに対する講評を送り返してきたものを、我々でまた共有してといったサイクルでやっています。

なので、第三者の目ということでは、そういう今やり方を取っているので、特に、そのほかに第三者のアドバイスを今導入するという予定はないんですが、また経営会議自体が、ちょっとこれは前もお話をあったのかもしれないんですけども、なかなか実際話す、これ1回当たり大体3時間ぐらいやっているんですけども、もちろん経営の話もあるんですが、なかなか個人情報が絡むような話とか、看護師さんだったり、病院のいろんなスタッフからのかなりいろいろな個人的な思いからの要望に対して、じゃ、病院の考え方はどう整備しようといった話合いも行われているので、なかなかそういう会議の場自体に第三者の方をそのまま同席させるといった形は、今ちょっと考えづらいという状況になっています。

ただ、なので、経営的な病院の議事に関しては、そこから集約して、経営アドバイザーに共有して、アドバイザーから返事をもらっているというようなやり方を現在やっているので、現状はこれで病院としてはいこうと考えております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 外部アドバイザーというお話で、ちょっと調べさせていただいたところ、病院共済会というところを使っているかと思いますけれども、ある意味これって外部アドバイザー、病院とか、そういう団体といいますかね、それとしては外部アドバイザーなんですけれども、共済会という形で、ある意味同じところの人たちのに対して、私はある意味表面上、表面上と言うとよくないんですけれども、かなり深掘りした経営問題に対する相談とかを受けるというよりも、もうちょっと具体的な問題に対するアドバイス機能を持っている団体というふうに私は理解したんですけども、そうではなくて、いわゆる病院経営に特化したコンサルタントレベルの外部アドバイザーなのかというと、私はそれは違うんじゃないかなと思ってるんですけども、そこは私の理解が間違っているんであれば指摘していただきたいのが1点と、あと、議員が第三者として参加するという面で、おっしゃるとおり個人情報が相当出てくる、もしくは個人の思いが強く出ている部分というところは分かりますけれども、あるならば、例えば当然議事録はきちんと取っていらっしゃると思うので、それぞれの。よくあるのり弁状態にしていただいて、これは個人情報であるという部分は、問題だというところは別に開示していただかなくて結構なんですけれども、やはり利害関係者というか、病院内のステークホルダーがそれぞれの立場としてどういう問題意識を持っていて、それに対してどういう解決をすべきかというのを、それぞれの立場の人がどう考えているのかという方向性だけは、さすがに把握してもらわないと、検討しています、じゃ、頑張ってくださいとしか言えないので、今の状況ですと。そこまでの情報しかいたいでないでの。

ただ、それで、どんどんいろんな、これまで定着がなかなか看護師さん進まなかつたとか、そういう問題も、そういうものが積み重なって恐らくそういう状況が発生したというふうに思いますけれども、それを把握する方法というのが我々にはないです、なければ当然こうしたほうがいいんではないかという提案に関しても、大きく現実とずれる可能性もありますんで、そういう面も含めて、そういうものを開示していただいて、お互いに別に執行部を責めるために申し上げているんではなくて、お互いに何をしたら一番いいのかということを特に考えていくべきだと思いますんで、そういう対応なら可能でしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） まず、1つ目の自治体病院共済会の経営の特化しているのかということなんですかね、なかなか私のほうでどのレベルで特化しているというのは

なかなか評価しづらい部分はあるんですが、現行の、これもお調べいただいたので把握していると思いますが、現行の経営強化プランというのも、この自治体病院共済がつくっておりまして、実情的になかなかいろいろな根拠ですとか、様々な経営に対する突っ込みみたいなものをいろいろ毎月いただいているます。

なので、これ、実際に専門的な知識をいただけるというのも助かっていますし、なかなか我々事務部門から直接医療部門のほうに要望しづらいようなことも、かなり突っ込んで書いていただいているんですね。そういう面でも、かなり病院としては役立っているので、ここにお願いしているというような形です。

議事録の共有に関しては、ちょっと今、作成している議事録の様式をどうするかとかもありますし、ただ、議員のおっしゃることも分かるので、先ほどおっしゃったちょっと個人情報が強い部分はちょっと消してもらってというような形で、それは前向きに検討したいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

であるとしたら、多分一番もしかしたら出しやすいのは、共済会、いわゆる外部アドバイザーに依頼した内容とその回答、それに対して実際に八丈町立病院としてどういうことを行ったかということだけでも、だったら多分対応できるのかなと思いますので、まずそこから始めていただきたいなど。ぜひ前向きに、本当の意味で前向きに検討していただきたいというのと、まだ大丈夫ですか。

○議長（山本忠志君） はい。

○1番（真田幸久君） 2つあるんですよ。大丈夫ですか。

○議長（山本忠志君） はい、どうぞ。

○1番（真田幸久君） 審査意見の36ページのむすびを読んでも指摘されていますけれども、島外診療に関するデータ蓄積等がきちんとなされていないように見えるという指摘がありました。

これは去年の決算審査でもたしか申し上げたと思うんですけども、各科の外来患者数が出ていますけれども、整形外科と外科で分かれていますが、そのときに、外科の中で実質的には整形外科を受けるために、整形外科の医者が来ていないときに外科を受けに来ている人たちが何人いるかということの区分けをしないと、本当のニーズが分からないんじゃないですかということで、その当たりの数字もきちんと整理できませんかというお話を、たしか

昨年の決算審査でもしたと思います。

そういうデータが恐らく審査意見の中でおっしゃっていることにもつながると私は思っているので、そういう意味で、こういったデータの蓄積を今後始め、早急にでも始める予定があるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、この後にお聞きします。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） この審査委員の方からいただいた意見に関しては、私のほうもぜひ早急に取り組んでいきたいと考えています。今1番議員の方からおっしゃった方法なんですが、この八丈町の中での全体との連携等になるんですが、先ほどのどこかの途中でお話もありました島外交通費というのが助成されていて、そこで福祉健康課のほうで、助成というのは島外医療機関を八丈町の医師が受診する必要があると判断した人に証明書を出して補助しているので、そういうデータから、私のほうで今考えていたのは、そういうデータから、じゃ、その中でどういった疾患の方だったり、どういった方が多かったのかなというデータを共有できないかなと今考えています。

それと同時にどうかにはなりますが、住民アンケートというのも昨年度かなり数年ぶりにやったんで、そういうのももうちょっと短いスパンでやって、アンケートなんかでも情報を収集していきたいと考えているんですが、先ほどおっしゃったように、外科を受診した患者様の中からどれだけ整形外科に行ったのかというのが、今電子カルテが入っているんですけども、システム的に抽出するのが正直ちょっと難しくなっていて、なので、それに関してはちょっとまたシステムのベンダーにもまだ再度聞いて、何かいい抽出の方法はないのかというのを検討していきたいんですが、こういった島外の医療への需要に関しては、今申し上げたような方向で今後収集できないかなというのは、私のほうで検討しています。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） すみません、最後にしますけれども、今までいろいろお話を伺ったほかの質問も含めて総合的な話として、やはり八丈町の医療全体として見直しを進めなきやいけないでしょうということに多分なっているんだと思います。

例えば、八丈町の病院の中の各科をいじるといいますか、組替えを行っていくとか、あと総合診療医の派遣に関しては、たまたま日本医科大の総合診療科の方に聞くと、当然、各方面に派遣したいところだけれども、まだちょうどそのための学生の育成、その後の育成のまだ段階なので、相当年数がかからないとそれは多分達成できないと。

そこまで例えば10年とか、下手すれば20年とかという形で、実際育つていって初めて各  
そといった離島も含めて、過疎地に人を送れるという状況になるというのは分かっているの  
で、そこは実際は本当は総合診療医が1人いて、そこできちんと区分けをして、島外に人を、  
どの病院に早く行ったほうがいいということをやって、八丈に置く診療科を減らして、島外  
の交通費のほうを増額するというようなやり方もあるかと思いますが、現実的には多分それ  
は相当先の話だと思うので、今できるのは、先ほどもおっしゃったように、例えばオンライン診療とか、あとは今引き継いだこころみクリニックさんがあって、あちらのほうとどうい  
う協力ができるのかとか、あとは、これは診療科によって、例えば新たな病院というか、診  
療所を例えれば呼ぶことができないのかとか、そといったことも含めて、もう一度八丈町の医  
療ニーズとその充足度合いについて分析をしていただいて、コストがどれだけかかるとか、  
現実問題として、そもそもそといった医者の今回の分娩に関してのように、幾ら八丈町で頑  
張ったとしても、全国的に足りないものはどうしようもないという問題もあるんで、そいう  
ったことも含めて、やはり議会における議員もそうですし、住民に対しても、できることと  
できないことをきちんと整理して、世の中の状況としてこれだけ難しいんだよとか、そいう  
ることも含めて、どんどん情報を開示していただくことによって、納得が得られるような形  
を取っていかないと、やはりどうしても欲しいニーズのほうだけが先走ってアンケートを取  
ると、当然のごとく出てきてしまうので、それが実際に難しいというような材料は、例えば  
住民のほうではあまり持ち合っていないわけなので、そいったものをきちんと出してい  
ただきたいですし、そといった将来を見据えた医療体制の検討を進めるべきだと思いますけ  
れども、これは病院の問題ではなくて、八丈町全体の問題だと思いますので、町長、副町長  
にその当たりの考え方をちょっとお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君）　いかがですか。管理者、何かありますか。それとも、町長さん、まと  
めて話をされますか。

じゃ、町長、お願いします。

○町長（山下奉也君）　いろいろ病院の問題は大変な問題で、やはり住民のニーズがあるから  
なかなか削れないというのもありますし、それが現実。ただ、今みたいに、やはり住民に納  
得できる説明ができるようなことを考えないと、なかなかこれだけ幅広く診療の幅を広げた  
今となっては、それを狭めていくというのもなかなか難しいですけれども、データ的に積み  
上げて、住民が納得できるような説明して、将来の経営を考えないと、人材確保等も大変で  
すので、そういう部分は、事務長も若いですから、そういう部分、病院の経験も長いですか

ら、現場を十分承知していますので、院長等とも相談しながら、これは考えていかなければ  
ならない重要な課題だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。そろそろこの件を閉じたいと思いますが、あともう  
ちょっとやりましょうか。やめたほうがいいですか。

何かありますか、6番。

○6番（金川孝幸君） すぐ終わります。外来の話なんですけれども、予約診療で3か月に一  
度、高血圧の薬をもらいに行っている方から、安定しているから、こころみクリニックでも  
いいんじゃないかな、そういう話を聞いたんですけども、そういう患者さんとか、あと風邪薬  
をもらうだけの簡単な患者さんをこころみクリニックへ誘導しているような例はあるんでし  
ょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） そのような例は把握しておりません。今、こころみクリニックさんと特に何か連携を推進しているというわけでもなく、開設のときにこういった事業  
をやるというのは共有ありました。なので、こちらからこちらの患者を、今おっしゃったよ  
うな外来患者をこころみクリニックさんに積極的に紹介しているというような事例はありま  
せん。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 恐らく予約した時間から相当待たされて、1分ぐらいの診療で終わっ  
た例だと思うんですけども、外来の診察が例えばお昼休みが短くなるとか、予定外の時間  
に終わらないとか、そういうのが常態化しているようなことはないんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 診療科にもありますが、やっぱり救急患者も受け入れてい  
るので、例えば外科などは常勤1人なので、外科の救急が入った場合には、緊急対応してか  
ら外来をするとなる、当然そのおっしゃったような想定外の時間になったりというような事  
例はよくあります。その辺はちょっとご理解いただきたいなど。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 以上で、この件についての質疑を終結します。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、認定第5号 令和6年度八丈町病院事業会計決算認定については、原案どおり決定いたしました。

---

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、認定第6号 令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定についてを上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号が29をお願いいたします。

浄-1ページをお願いいたします。

令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業決算、すみません、一番最初にちょっと表紙を。

認定第6号 令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について。

令和7年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、浄-1ページをお願いいたします。

令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。

第1款浄化槽設置管理事業収益、決算額総額で4,904万2,455円となりました。

支出。

第1款浄化槽設置管理事業費用、決算額総額で5,202万1,386円となりました。

収入、支出ともに消費税込みで備考欄記載の借受消費税、仮払消費税が含まれています。

また、収入第2項営業外収益に記載があります、備考欄記載にあります、国からの還付消費税も、こちらに含みます。

次のページをお願いいたします。

2、収益的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、決算額総額で2,136万4,621円となりました。

支出。

第1款資本的支出、決算額総額で2,228万8,205円となりました。

下段の説明です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税資本的収支調整額、引継現金で補填したとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業損益計算書です。

ここからは消費税抜きの決算額で、先ほどと決算が異なりますのでご注意をお願いします。

浄化槽使用料からなる、いわゆる本業の収益である営業収益と浄化槽総係費、また減価償却費といった、いわゆる本業にかかる費用である営業費用との比較で得られる、いわゆる本業の儲け、営業利益、今回は赤字ですので、営業損失となります、3,608万8,458円となりました。

補助金などからなる営業外収益、支払利息からなる営業外費用を加算しまして、計上損失、また当年度純損失も同じ金額ですけれども、380万1,377円となりました。前年度繰越欠損金と合算しまして、当年度未処理欠損金は1,589万9,972円となりました。

次のページをお願いします。

令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業欠損金処理計算書案ですけれども、先ほどの未処理欠損金はそのまま繰越金、欠損金として翌年度へ繰り越したいと思います。

では、決算書と一緒に配りしていますので、データ番号30、企業会計決算審査資料のほうをお願いします。

4ページ目、浄化槽設置管理事業会計収支に関する調のほうをお願いいたします。

前年との決算額の比較となっております。収益的収入のうち、浄化槽使用料、長期前受金戻入は増加しておりますけれども、管理している浄化槽が増えていますので、毎年増加していきます。

他会計補助金、基準外補助金がありますが、人件費に充てている部分ありますので、人件費減少に合わせて減少となっております。

続いて、支出ですけれども、管理する浄化槽、増えていますので、減価償却費、増加しております。

また、人件費については、管理者不在期間のため減少というふうになっております。

これらにより、営業損益は改善、経常損益と当年度純損益はほぼ変わらずですけれども、悪化というふうになりました。

次に、資本的収入及び支出です。

資本的支出から説明します。施設改良費1,740万3,000円、浄化槽13基の設置工事費となります。企業債償還金は488万5,000円で、未償還残高は1億2,864万1,000円となっております。

次に、資本的収入です。資本的収入、合計で2,136万4,000円で、工事に対して企業債、国補助金、都補助金、工事負担金収入がありまして、企業債償還金に対しても、都補助金収入がありました。

また、そのほか一般会計からも、全額基準外ではありますが、出資金682万6,000円を受け入れています。

説明は以上です。お願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、認定第6号 令和6年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の議会は明日9月9日火曜日午前9時より開議いたします。

以上でございます。ご苦労さまでした。

(午後 3時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月8日

議長　　山本忠志

署名議員　　淺沼隆章

署名議員　　奥山幸子